

アジア太平洋研究所資料

17—03

**環太平洋経済連携協定（TPP）と東アジア経済統合
研究報告書
（2016年度）**

2017年3月

一般財団法人 アジア太平洋研究所

〈アブストラクト〉

東アジアおよびアジア太平洋地域では、グローバル・バリュー・チェーンを積極的に利用する開発戦略が展開され、それを背後から支える経済統合も進展してきた。TPP は、高いレベルの自由化と国際ルール作りを同地域に導入することを意図したものであり、その他のメガ FTAs 構築の動きにも好影響を与えることが期待されていた。しかしながら、米国トランプ政権の誕生により、少なくとも短期的には米国が TPP に参加する可能性はなくなり、国際通商秩序の未来に不透明感が漂う事態となっている。

本報告書は、環太平洋経済連携協定 (TPP) と東アジア経済統合を、政治学、国際法、経済理論・実証研究などさまざまな分野の専門家の視点から論じたものである。TPP の今後の行方、協定文の意義を論じつつ、今後の経済統合あるいは東アジアおよびアジア太平洋地域の経済発展の行方、日本企業への影響等について、事態が極めて流動的な中、さまざまな角度から議論を展開した。世界的に保護主義が強まる危険性が高まりつつあり、貿易・投資に関する自由化アジェンダを進めていくことが極めて重要な局面にさしかかっている。

2017 年 3 月

〈キーワード〉 環太平洋連携協定 (TPP)、米トランプ政権、グローバル・バリュー・チェーン、ASEAN・東アジア経済統合、日本企業

〈研究体制〉

研究統括	林 敏彦	アジア太平洋研究所 研究統括
リサーチリーダー	木村 福成	慶應義塾大学 経済学部教授
リサーチャー	阿部 顕三	大阪大学 大学院経済学研究科教授
リサーチャー	春日 尚雄	福井県立大学 地域経済研究所教授
リサーチャー	川島富士雄	神戸大学 大学院法学研究科教授
リサーチャー	清水 一史	九州大学 経済学研究院教授
リサーチャー	陳 永峰	台湾東海大学 副教授兼日本地域研究センター長

リサーチャー 湯川 拓 大阪大学 大学院国際公共政策研究科准教授
事務局・担当 藤田真知子 アジア太平洋研究所 総括調査役

〈執筆者〉

- 第1章 木村福成 総括：トランプ時代のアジア太平洋地域の経済統合
第2章 川島富士雄 米国 TPP 離脱後のアジア太平洋地域における経済統合の
展望
第3章 阿部顕三 貿易自由化の意義と TPP
第4章 湯川 拓 貿易と安全保障の連関：
理論的考察と東アジアへの示唆
第5章 陳 永峰 蔡英文海洋政権の登場と台湾通商貿易政策の行方
第6章 清水一史 TPP と東アジア経済統合：ASEAN を中心にして
トランプ大統領就任の影響も含めて
第7章 春日尚雄 東アジア生産ネットワークの変容と日本企業：
ASEAN 交通運輸の改善と産業の集中・分散

概要（エグゼクティブ・サマリー）

2017年1月の米トランプ政権の誕生は、米国のみならず世界中に大きな不確実性をもたらすものとなっている。とりわけ、グローバル・バリュー・チェーン（GVCs）を積極的に活用することによって経済発展を遂げてきた東アジアにおいては、国際通商政策体系の激変が大きな負の効果をもたらさう。

環太平洋経済連携協定（TPP）は、高いレベルの自由化と国際ルール作りを東アジアにもたらすものとして大いに期待されたが、米国の離脱によって先行きが不透明な状況に陥っている。それにとどまらず、トランプ氏の通商政策に関する一連のつぶやきは、これまで積み上げてきた自由な貿易・投資への努力を無にってしまう危険性を秘めている。

今後、保護主義に抗していくためには、なぜ自由な貿易・投資が重要なのか、グローバル化と所得分配あるいは雇用の問題とはどのようにリンクしているのか、貿易と安全保障とはどのような関係にあるのかなど、原点に戻って理論・実証研究を積み上げることが求められる。

そういった中、今後、東アジアとアジア太平洋におけるメガ FTAs（多国間の強大な自由貿易協定）交渉はどうなっていくのか。本報告書の第2章以下では、環太平洋経済連携協定（TPP）と東アジア経済統合を、政治学、国際法、経済理論・実証研究などさまざまな分野の専門家の視点から論じている。

第2章（川島）は、米国トランプ新政権による TPP 離脱通告により、TPP 協定はここしばらくの間、未発効のまま漂流することが避けられなくなったことを受け、TPP 協定は、未発効のまま歴史的文書としてその名を遺すだけとなるのか、或いはそれに盛り込まれたルールが何らかの形で実務的意義を持つことになるのか検討している。同章は、米国の TPP 離脱通告後のアジア太平洋地域における経済統合の今後を、いくつかのシナリオに分けながら展望している。

第3章（阿部）では、トランプ政権誕生とともに強まる保護主義的な風潮の中、なぜ貿易自由化が必要なのか、その効果はどのように理解すべきなのかについて、丁寧に解説している。まず日本の貿易及び貿易政策の特徴を紹介し、貿易自由化が行われる背景を説明する。次に、TPP による物品の貿易自由化について、米や豚肉を例として取り上げ、それらが国民に与える影響を検討する。さらに、貿易自由化の意義を紹介するとともに、貿易自由化の弊害に対してどのように対処すべきかについて経済学的な考え方をまとめている。

第4章（湯川）では、国際政治学の見地から、東アジアにおける貿易と安全保障の連関を考察している。ここではまず、貿易や特惠貿易協定（PTA）と安全保障の関係における、さまざまな理論的・計量経済学的な研究蓄積について、解説している。それを踏まえて東アジアを見ると、基本的な特徴としては、経済と安全保障の関係性が比較的希薄であることが挙げられる。しかし、TPPを含め2000年代以降のPTA締結の背景には、安全保障要因の存在が散見されるようになってきており、今後はどの程度安全保障要因が貿易政策を規定しているのかを明らかにすることが求められる。

第5章（陳）では、ダイナミックに変わりつつある台湾の政治および経済にかかる国際関係について、いくつかの視点を提供している。2016年5月に発足した民主党政権蔡英文新総統の「TPP加入推進」表明は、2017年1月のトランプ新政権誕生により事実上消滅したかに見える。しかし硬軟織り交ぜたトランプ外交の下、米、中、日、台をめぐる、政治・経済関係に大きな変化をもたらされる可能性は否めない。アジアも全世界も「大転換」を迎えるなか、アジア太平洋諸国・地域がいかにして欧米諸国に比肩する存在となりうるのか。今後の推移を観察する上で考慮すべき諸点を指摘している。

第6章（清水）では、TPPと東アジア経済統合の関係を、東南アジア諸国連合（ASEAN）を中心に考察している。TPP交渉はASEANと東アジアの経済統合を加速する方向に働いてきた。米国のTPPからの離脱が決定的となった今日、その他の経済統合への動きも鈍化する可能性がある。一方、TPPが進まない現在の状況下、貿易・投資の自由化アジェンダはさらに重要となる。今後のASEAN、東アジア、そして日本の経済統合への関与について、多方面から論じている。

第7章（春日）では、ASEAN域内の交通・運輸分野の改善と連結性を高めることが、2015年に創設されたASEAN経済共同体（AEC）の深化、競争力強化のための要素であることを、メコン地域（ベトナム、カンボジア、タイ、ミャンマー、ラオスの5カ国）の陸路輸送を事例に概観している。東アジアにおいては、中国を中心に巨大な生産および流通のネットワークが構築され、生産需要ネットワークへと変質しつつある。背景には、「第二のアンバンドリング」により21世紀型の国際分業が確立したことがある。一方ASEANの経済成長は、ASEAN自由貿易協定（AFTA）、外資による直接投資の他、交通インフラの改善によってもたらされてきた。メコン地域の陸路輸送整備を事例とし、越境サプライチェーンの構築と産業集積の形成されている業種の比較により、製品の属性を勘案した輸送、取引の距離に関し、考察を進めている。

以上のように、本報告書は、米トランプ政権発足により不確実性が高まっている国

際通商政策秩序を踏まえ、アジア太平洋および東アジアにおける経済統合への努力が、
今まで以上に重要となってくると結論づけている。

2017年3月

一般財団法人 アジア太平洋研究所

「環太平洋経済連携協定（TPP）と東アジア経済統合」研究会

リサーチリーダー 木村福成
(慶應義塾大学 経済学部教授)

「環太平洋経済連携協定（TPP）と東アジア経済統合」研究報告書

目次

第1章 総括：トランプ時代のアジア太平洋地域の経済統合

はじめに.....	1
1. 国際通商政策体系激変の可能性.....	1
2. 原則論の再確認と詳細な実証研究の必要性.....	2
3. メガ FTAs 交渉の行方.....	4
4. 企業活動への含意.....	6
参考文献.....	7

第2章 米国 TPP 離脱後のアジア太平洋地域における経済統合の展望

はじめに.....	9
1. TPP 協定発効の可能性.....	10
2. TPP 協定に代わる自由貿易協定案.....	12
3. 今後の焦点としての中国.....	16
おわりに：日本のとるべき戦略.....	17
参考文献.....	19

第3章 貿易自由化の意義と TPP

はじめに.....	20
1. 日本の貿易および貿易政策の特徴.....	20
2. TPP による貿易自由化.....	22
3. 貿易自由化は望ましいか—経済学的な視点.....	24
参考文献.....	28

第4章 貿易と安全保障の連関 —理論的考察と東アジアへの示唆—

はじめに.....	29
1. 貿易と安全保障：一般的・理論的研究.....	29
2. 東アジアにおける貿易と安全保障の連関.....	34
おわりに：理論から見た東アジア.....	37

参考文献	39
第5章 蔡英文海洋政権の登場と台湾通商貿易政策の行方	
1. 「多重植民地化」された台湾	41
2. トランプ政権発足と台湾通商貿易政策の行方	43
3. 「海洋中華世界」としての台湾	46
4. 「大転換」の東アジア	48
参考文献	51
第6章 TPPと東アジア経済統合	
—ASEANを中心にして：トランプ大統領就任の影響も含めて—	
はじめに	52
1. ASEAN 域内経済協力の AEC へ向けての展開と東アジア地域協力	53
2. 世界金融危機後の変化と TPP	54
3. TPP 大筋合意と AEC の創設	55
4. TPP と ASEAN 経済統合—トランプ氏当選以前と以後の状況—	57
5. TPP と ASEAN 各国—トランプ氏当選以前と以後の状況—	59
おわりに	61
参考文献	62
第7章 東アジア生産ネットワークの変容と日本企業	
—ASEAN 交通運輸の改善と産業の集中・分散—	
はじめに	64
1. 東アジアの貿易拡大と「生産需要ネットワーク」	65
2. 電機電子産業のアジア生産状況	67
3. ASEAN インフラ整備と産業集積の形成	70
参考文献	79
第8章 資料編	
研究会記録	80

第1章 総括：トランプ時代のアジア太平洋地域の経済統合

木村福成（慶應義塾大学）

はじめに

2017年1月の米トランプ政権の誕生は、米国のみならず世界中に大きな不確実性をもたらすものとなっている。アジア太平洋あるいは東アジアも例外ではない。環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の行方はもとより、自由な貿易と投資を志向してきた同地域の長年の努力さえも、大きく揺らぐ危険にさらされている。我々はどのように国際通商戦略を立て直すべきなのであろうか。

当面、不確実性の増大がもっとも深刻なのは安全保障問題であり、その行方いかんによっては、国際通商政策にも大きな影響が生じてくる可能性がある。しかし、本稿ではそこには立ち入らず、国際通商政策に絞って、現在進行形の状況を概観し、アジア太平洋あるいは東アジアに対する影響について、議論していきたい。

1. 国際通商政策体系激変の可能性

第2次大戦以降、米国は、ほぼ一貫して自由な貿易と投資を先導してきた。グローバル化をいかに定義しようと、米国がその最大の受益者であったことについては、ほぼ異論はなからう。その米国が、大きく保護主義に振れる兆候を見せている。

1月に米国大統領に就任したトランプ氏の政治手法は、これまでに例のないものとなっている。彼の「ツイッター経済学」は、経済学的には間違いだらけである。とは言え、つぶやいたことが全て政策となるわけではないことは、我々にもわかってきた。本稿の執筆時点では、米国政府内でどの部局が国際通商政策を担うことになるのかも不確定であり、実際の施政方針はまだ作成されていないと見るべきだろう。しかし、一連の妄言の一部だけでも実行されたならば、いったいどのようなことになりうるのかを考えておく必要はある。

Solis and Urata (2017)によれば、トランプ氏の通商政策に関する一連のつぶやきは、以下のようにまとめられる。

- 1) 貿易はゼロサムゲームであり、米国はそのレースに負けている。
- 2) 貿易赤字の縮小・解消が貿易政策の目的である。
- 3) ガバナンスではなく施行、ルールではなく結果に対し、優先順位を置いて資源を投入する。

- 4) 多国間ではなく二国間交渉に重きを置く。
- 5) 製造業の米国回帰が目指すべき、また実現可能な目標である。
- 6) ユニラテラリズム（単独行動主義）への回帰。

これらは、寛容に評価したとしても少なくとも 30 年前までの「第一のアンバンドリング」時代の国際貿易の理解であり、あるいは 300 年前の重商主義に遡った時代錯誤に陥っている貿易観と言ってもよいかも知れない。

しかし、米国の政治過程の中で、これらの盲論が政策化されていく危険性を完全に否定することは難しい。移民に関する大統領令の司法による押し戻し、オバマケア廃止をめぐる議会の抵抗などを見れば、ホワイトハウスがコントロールできる政策スペースは著しく縮小しているように見える。しかし、貿易・国際通商政策は、安全保障と並び、ホワイトハウスの恣意的判断に任せられている部分が多い。まだまだ安心できる状況にはない。

2. 原則論の再確認と詳細な実証研究の必要性

反知性主義は歴史上たびたび出現するものなのであろう。しかしそれが、政治過程の問題にとどまらず、合理的思考に基づくべき経済政策の策定・施行にまで強い影響力を及ぼすようになるならば、我々が負担せねばならないコストは膨大なものとなりうる。

経済学をはじめとする社会科学においては、研究レベルではもちろん、自信を持つと言えることと言えないことがある。分かっていることと分かっていないことを区別することは、「科学」を名乗る以上、大変重要である。しかし、我々研究者は、政策形成において一定の役割を期待されていることも忘れてはならない。世論が混乱する中、なぜ貿易自由化が重要なのか、それを推進あるいは阻害する政治経済学はどのように働くのかを、論理立てて説明することは、極めて重要である¹。また、安全保障あるいは地政学上の枠組みも流動的な中、貿易・投資と安全保障の関係を整理しておくことも、大いに意義がある²。

たとえば、多くのマスメディアにおいて、「グローバリゼーションは必然的に所得分配を悪化させる」あるいは「グローバリゼーションが進めば（先進国における）失業の増加は避けられない」といった主張が、あたかも疑いの余地のない命題であるかのように書かれている。これらは、ある特定の国の、限られた時期には確かに成り立つ

¹ 阿部 (2017) 参照。

² 湯川 (2017) 参照。

が、一般的には当てはまらない。このようなことを信じ込まれてしまったのでは、政策論も深刻な過ちを犯してしまう。

そもそもまず、各国内の所得分配は本当に悪化しているのか。またそれは、グローバリゼーションが原因なのか。

米国においてもっとも深刻な所得分配上の問題は、Piketty (2014) が指摘したように、上位 1% の高所得者の所得シェアが 1980 年代以降著しく上昇していることだろう。英国でも同様の傾向が見られる。これは、岩井 (2016) によれば、企業の最高経営責任者 (CEO) の収入が成功オプション等により数億ドルといった多額に達していることなどが原因と考えられる。これは、貿易・投資の自由化という意味でのグローバリゼーションとは、ほとんど関係がない。その証拠に、ドイツや日本では、このような意味での所得分配の悪化は起きていない。

一方、日本における所得分配上の最大の問題は、世代間所得分配であろう。これもおそらく、グローバリゼーションとは関係ない。また、アジアの新興国・発展途上国を見ても、資源を大量に保有している大富豪もあり、そう一筋縄にはいかない。しかしながら、少なくとも貧困撲滅に関しては、生産ネットワークに参加する形で工業化を加速し、製造業およびその回りのサービス業で雇用を創出することによって、農村部から都市部、伝統的部門から近代的部門、インフォーマル・セクターからフォーマル・セクターへと労働者を移動させたことが、所得分配に大きく寄与した³。その意味では、グローバリゼーションによって所得分配が改善したことになる。

とは言え、理論、実証、政策論の間の隙間を埋める研究には、引き続き力を入れていくことが求められる。技術革新があり、国際分業形態が変わって、国際競争力が変化してくれば、産業調整が必要となってくる。それに伴い、労働も不採算部門から採算部門へと移動しなければならない。伝統的な国際貿易理論と「新」国際貿易理論は、基本的に産業間労働移動を想定していた。Melitz (2003) 以来の「新々国際貿易理論」では、産業内・企業間労働移動を考えるようになった。さらに最近では、企業内労働移動あるいはタスクの変化も研究対象となってきている。Autor, Dorn, and Hanson (2016) が提起した問題は、労働移動が日本の 3～5 倍は速いと言われてきた米国経済においても、必ずしもスムーズな移動が実現していないということであった。一方、ドイツや日本では、おそらくは企業内あるいは産業内・企業間の労働移動に支えられ、製造業の空洞化は相当程度遅延されているように見える。どちらが望ましいのかは即

³ Kimura and Chang (2017) 参照。

断できないが、綿密な実証研究の積み上げと理論へのフィードバックが極めて大切なことは確かである。

そして、建設的な政策論を展開する際には、衰退産業やゾンビ企業を永遠に抱え込むのではなく、必要な産業調整と労働再配置が喚起されるよう、議論を展開していかなければならない。また、中長期的には、人的資源に対する需要も変わっていくため、それに合わせ、教育や職業訓練の性格も変革していくことが必要である。

3. メガFTAs 交渉の行方

トランプ政権の国際通商政策において、すでに実効性を持つ政策となったのが、米国の TPP からの「離脱」である。内容というよりは、政治的に象徴的な意味を持つに至った TPP は、トランプ氏の大統領就任直後、当面の政治アジェンダからは明確に外されることとなった⁴。短期的に米国が TPP に復帰する可能性は、ほぼなくなったと考えてよい。では、どうするか。

TPP の条文は、東アジアではこれまで例のなかったレベルの高さと広がりを持つ自由化と国際ルール作りを謳っており、このまま葬り去ってしまうのは惜しい。米国抜きの「12 マイナス 1」で TPP を発効できないかは、当然考えるべき選択肢であろう。成否の鍵は、発効条件を定めている 30.5 条以外の条文をどこまで変えずに合意できるかである。各国とも、米国との交渉の中で、不本意ながら譲歩した条項をいくつか持っている。これらを変えたい、あるいは削除したいと言い出すと、收拾がつかなくなり、また大交渉となる。ベトナムやマレーシアは、もともと米国と FTA で結ばれておらず、米国市場へのアクセスのために TPP の条項において多くの譲歩をしたわけで、「12 マイナス 1」にすんなりについてくるのは難しいだろう。すぐに同調できない国、もともと交渉参加国でなかった国は、また次の機会に加盟をするとして、現段階では「12 マイナス 1 マイナス α 」でも構わず発効させる、という見切りが必要である⁵。もちろん、いったん発効できれば、後から米国を加盟させる可能性もあるわけで、たとえ確率は低くとも粘ってみる価値はある。

本 2017 年 4 月に日米経済対話の第 1 回会合が開かれることになっているが、何らかのタイミングで米国側から日米 FTA 交渉を持ちかけられる可能性が高い。

これは、同盟関係を重視する日本としては、受けざるを得ないであろう。その内容が TPP における日米合意をベースとするものとなるのか、それとも全く異なるアメリ

⁴ 米国の TPP 離脱の詳しい経緯と今後のありうべき動向については川島 (2017) 参照。

⁵ TPP および経済外交一般についての台湾の動きについては陳 (2017) 参照。

カ・ファーストの内容となるのか、今の段階で見通すのは難しい。おそらくは先行するであろう米国・メキシコ間の動向などを注意深く観察していく必要がある。日米交渉において、多くの厳しい要求を突きつけられるのではと懸念する声も大きい。しかし、20 数年前の日米構造協議の時と比べれば、日本の自由化や規制緩和は相当進み、当時問題となった金融・電気通信などの閉鎖性、大規模小売店舗立地法、系列取引などについては大きな変化が見られた。農業といくつかのサービス業などにおいては、まだ日本が変わるべき点が残されているが、それ以外についてはほぼ解決済みである。農業等については国内改革とリンクさせて自由化を進めつつ、理不尽な要求に対しては強い態度で臨むことが求められる。

東アジア包括的経済連携協定（RCEP）交渉は今後どうなっていくであろうか。RCEP は生産ネットワークが展開されている広域東アジアを包括する経済統合の試みであり、それがもたらしうる経済効果も大きい。しかし、ここまでの交渉は、自由化に後ろ向きなインドと、その後ろに隠れる中国に足を取られ、また ASEAN 諸国にも団結して前に進もうとの気運が生まれず、遅れ気味であった。清水（2016）が議論しているように、ASEAN 自身の経済統合と RCEP 交渉はともに、TPP の進捗によって背中を押されているところがあった。その TPP が頓挫してしまうと、さらに推進力を失う危険性がある。

しかし、2017 年 2～3 月の神戸における RCEP 交渉官会合では、かすかな希望の光が見えた。米トランプ政権成立後の保護主義台頭に危機感を抱いた ASEAN が、RCEP 交渉の早期妥結に積極姿勢を見せ始めた。ASEAN および東アジアは、自由な貿易と投資に支えられた GVCs を積極的に利用し、持続的な経済成長を遂げてきた。より自由な貿易と投資を推進するイニシアチブを形のあるものにすることは、世界に対して重要なメッセージを打ち出すことになる。本 2017 年が ASEAN 設立 50 周年あたることもあり、何か明確な成果を実現したいとの思惑もある。今後の日程を考えると 2017 年中に交渉妥結に至るのは難しそうであるが、交渉を加速しようとの気運は確かに生まれてきた。

目下の問題は、質を高めることと交渉妥結を急ぐこととの間のバランスをいかにとるかである。日本、オーストラリア、ニュージーランドなどは、TPP で打ち出された先進的なアジェンダ、たとえば電子商取引や知財保護などを、RCEP にも盛り込みたいとの意向を示している。しかし、それら全てを一度に交渉テーブルに載せたのでは、交渉の早期妥結はおぼつかない。一方、あまりに質の低い協定となってしまったのでは、そもそも作る意味がない。おそらく、交渉のどこかの時点で、当面、合意・発効

させる部分と継続して交渉する部分とを切り分け、RCEPを多層構造に組み替える必要が生じてくるのであろう。

TPPが米国主導であったのに対し、RCEPは中国主導のフォーラムだとの誤った言説が、さまざまなマスメディアで流れている。これは大きな間違いである。確かに、米オバマ前大統領も、「中国にルール作りを任せてもいいのか」などと米中の対立軸上にTPPを位置付けて語ってきた経緯がある。しかし、これまでの経緯を振り返ってもRCEPは明確にASEAN主導のイニシアチブであるし、また交渉現場においても中国が積極的に自由化を推進してきたという事実はない。RCEPは中国主導との誤解を解いておくことは、RCEP交渉を進めるうえで、トランプ氏の理解を得るためにも重要である。もちろん、いったんRCEPが成立すれば、もっとも大きな経済効果は日中間貿易の自由化によりもたらされる。その意味で、日本企業にとってRCEPはまさに中国アジェンダであるが、あえて米中対立の枠組みとしてとらえる必要はない。

日EU FTA交渉も、EUの複雑な政治事情にもかかわらず、前進している。これも、ブリュッセルの一部の心ある人たちの保護貿易に対する危機感を反映しているのかも知れない。これらのFTAが妥結に至れば、米国も貿易転換による負の経済効果を体感せざるを得ない。日EU FTAの進展も米国を正常な道へと引き戻す1つの方策だろう。

4. 企業活動への含意

GVCsの積極利用を中心に据えた開発戦略を進めてきた東アジアにとって、保護主義は真正面からの向かい風である⁶。トランプ政権下の米国の国際通商政策がどのように展開されるかは、現時点ではまだわからない。しかし、少なくとも、アンチダンピング等のミクロの貿易紛争案件が急増することは想像に難しくなく、一方的な貿易障壁設定を脅しとして、二国間貿易赤字や為替レートの是正を求めてくることも十分考えられる。これらは当然、日本企業の活動にも大きく影響してくる。

個別企業に対する国際通商政策の影響はさまざまであり、目先の利益を考えれば、個々の政策に対する支持の度合いも異なってくるであろう。しかし、経済活動全体に悪影響を及ぼす可能性のある動きに対しては、団結して当たらねばならない。今回の保護主義に向けての傾斜は、まさにそのような事態である。TPPを出来る限り延命させ、部分的にでも発効を試みることで、RCEPや日EU FTAを早期妥結に至らせるこ

⁶春日(2017)は、東アジアで展開されている生産ネットワークの変容と、交通インフラの役割について、論じている。

と、日米 FTA 交渉を始めるのであれば自由化志向を鮮明なものにすること、これらは、全ての日本企業が力を合わせて推進すべきことである。是非とも積極的な声を上げていただきたいと願っている。

参考文献

阿部顕三 (2017) 「貿易自由化の意義と TPP」。本報告書所収。

Autor, David H.; Dorn, David; and Hanson, Gordon H. (2016) “The China Shock: Learning from Labor Market Adjustment to Large Changes in Trade.” *NBER Working Paper 21906* (January). Forthcoming in *Annual Review of Economics*.

陳永峰 (2017) 「蔡英文海洋政権の登場と台湾通商貿易政策の行方」。本報告書所収。

岩井克人 (2016) 「経済教室 問われる資本主義 (1) 「株主主権論」の誤りを正せ」『日本経済新聞』、2016年8月9日。

春日尚雄 (2017) 「東アジア生産ネットワークの変容と日本企業：ASEAN 交通運輸の改善と産業の集中・分散」。本報告書所収。

川島富士雄 (2017) 「米国 TPP 離脱後のアジア太平洋地域における経済統合の展望」。本報告書所収。

Kimura, Fukunari and Mateus Silva Chang. (2017) “Industrialization and Poverty Reduction in East Asia: Internal Labor Movements Matter.” Forthcoming in *Journal of Asian Economics*, 2017. Available online on December 21, 2016.

Melitz, M. J. (2003) “The Impact of Trade on Intra-Industry Reallocations and Aggregate Industry Productivity.” *Econometrica*, 71(6): 1695–1725.

Piketty, Thomas. (2014) *Capital in the Twenty-first Century*. Cambridge: The Belknap Press of Harvard University.

清水一史 (2017) 「TPP と東アジア経済統合-ASEAN を中心にして：トランプ大統領就任の影響も含めて-」。本報告書所収。

Solis, Mireya and Urata, Shujiro. (2017) “Abenomics and Japan’s Trade Policy in a New Era.” mimeo.

湯川拓 (2017) 「貿易と安全保障の連関：理論的考察と東アジアへの示唆」。本報告書所収。

第2章 米国 TPP 離脱後のアジア太平洋地域における経済統合の展望

川島富士雄（神戸大学）

はじめに

周知のとおり、トランプ米国新大統領の就任初日に当たる 2017 年 1 月 20 日、新政権は「“America First Foreign Policy”（米国第一主義の外交政策）」と題する文書を公表し¹、TPP から離脱する（“withdrawing from the Trans-Pacific Partnership”）意向を改めて表明した。同大統領は、実際に 3 日後の 23 日、米国通商代表（USTR）に TPP 署名国からの離脱（“withdraw the United States as a signatory to the Trans-Pacific Partnership (TPP)”）と TPP 交渉からの恒久的離脱（“permanently withdraw the United States from TPP negotiations”）等を指示する大統領覚書に署名した²。これを受け、米国通商代表代行は、1 月 30 日、寄託国であるニュージーランドに対し、米国が TPP 協定締約国となる意思のないこと（“the United States does not intend to become a party to the Trans-Pacific Partnership Agreement”）、したがって、2016 年 2 月 4 日の署名によって生ずる法的義務を負わないことを書面にて通告した。

TPP 協定は、①すべての原署名国が国内法上の手続の完了を通報するか、又は②署名から 2 年以内又はそれ以降に、原署名国の 2013 年における総 GDP の 85%以上に当たる、少なくとも 6 カ国が同手続の完了を通報するかのいずれかを満たさない限り、発効しない（TPP 協定 30.5 条 1～3 項）。総 GDP の約 60%を占める米国が国内法上の手続を完了しない限り、いずれの発効条件も満たさないため、このままの状態が続けば、TPP 協定は未発効のまま漂流することとなる。

すでにトランプ氏の当選直後から、TPP 署名国の一部から米国抜きの TPP 協定（いわゆる「TPP12 マイナス 1」）を目指すアイデア等も提起されている。果たして、TPP 協定は、第 2 次世界大戦後の国際貿易機関（ITO）憲章と同様、未発効のまま歴史的な文書としてその名を遺すだけとなるのか、或いはそれに盛り込まれたルールが何らかの形で実務的意義を持つことになるのか。以下では、米国による TPP 離脱後のアジ

¹ [America First Foreign Policy, January 20, 2017.](#)

² [Memorandum for the United States Trade Representative, Withdrawal of the United States from the Trans-Pacific Partnership Negotiations and Agreement, January 23, 2017.](#) 国内での報道では、これを大統領令と紹介するものがあるが、あくまでも大統領覚書である。

ア太平洋地域における経済統合の今後を、いくつかのシナリオに分けながら、展望する。

1. TPP 協定発効の可能性

ここでは TPP 協定発効の可能性がどの程度、残っているか検討する。検討の前提として、米国以外の原署名国による TPP 協定の批准状況を確認した上で、米国の TPP 協定に対する態度が変更する余地について検討する。

(1) 米国以外の原署名国の国内手続の状況

2017年2月末現在、TPP協定原署名国のうち、同協定に関する国内手続を完了したのは、日本（2016年12月9日、17年1月20日通報）のみである³。ニュージーランドは、関連国内法は成立しているが（16年11月21日）⁴、いまだ完了の通報をしていない模様である。他の原署名国のうち、ベトナムは、トランプ氏が次期大統領に選出された後、16年11月17日に国内承認作業を中断する意向を示している⁵。また、オーストラリア及びメキシコは批准間近とも言われていたが⁶、米国の TPP 離脱通告を受け、オーストラリア上院の委員会が、17年2月、「主要な貿易相手国とのさらなる交渉を通じて TPP 協定の将来が明確になるまで、拘束力ある形で条約に関する行動をとることは延期すべきである」と勧告している⁷。

(2) トランプ政権による翻意の可能性

トランプ政権発足直前までは、例えば、フロマン米国通商代表（当時）が、任期終了直前の対談において、TPP 離脱は、米国の同地域における役割を損ない、中国に対し大きな贈り物（a huge gift）となる、なぜ米国でなく中国に同地域のルールを制定させる方がよいと考えるのか理解できないとして、TPP 残留を求めたほか⁸、ライトハイザー米国通商代表候補の就任承認プロセスにおいて、ハッチ米上院財政委員長を含む共和党の有力議員らからも米国の TPP 残留への翻意に向け説得を継続するとの

³ [日本外務省「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の国内手続の完了に関する通報」（平成29年1月20日）](#)。

⁴ [New Zealand Parliament, Trans-Pacific Partnership Agreement Amendment Bill.](#)

⁵ 「ベトナム、TPP 手続中断」日本経済新聞2016年11月18日朝刊7面。

⁶ 中川淳司「（経済教室）TPP 漂流が問う通商政策（下）米の批准粘り強く説得を」日本経済新聞2017年1月12日朝刊29面。

⁷ [The Senate, Foreign Affairs, Defence and Trade, References Committee, Proposed Trans-Pacific Partnership \(TPP\) Agreement, 7 February 2017.](#)

⁸ [Center for Strategic and International Studies, “The Future of Global Trade,” Armchair Conversation With: Ambassador Michael Froman, United States Trade Representative John J. Hamre, President and CEO, CSIS, January 13, 2016.](#)

発言がみられた⁹。また、アジア各国に駐在する米国大使が連名で米議会の全議員に書簡を送り、TPP 残留の利益を訴えてもいる¹⁰。しかし、トランプ政権発足後の TPP 離脱の正式通告を受け、本来 TPP 推進派であるハッチ委員長も「米国民のために最も強い貿易協定を交渉するとの約束を大統領とともに共有する」と、明確に批判しない立場をとった¹¹。

日本の安倍首相は、トランプ政権発足後も、TPP について腰をすえて働きかけを続ける姿勢を示していたが¹²、少なくとも 2017 年 2 月 10 日の訪米時の首脳会談においては、そうした説得は功を奏しなかった¹³。

さらに、トランプ大統領は、上記「はじめに」の大統領覚書において、「将来の貿易協定の交渉では、個々の国と二国間ベースで直接交渉する（“to deal directly with individual countries on a one-on-one (or bilateral) basis in negotiating future trade deals”）」ことが政権の政策であると明言し、米国通商代表に対し、可能であれば、二国間貿易交渉を開始する（“to begin pursuing, wherever possible, bilateral trade negotiations”）よう指示している。この二国間交渉を重視する姿勢は、TPP 離脱通告が現状の TPP 協定の細部に対する不満の現れに過ぎず、再交渉を経て TPP 協定が復活する余地があるという見通しを否定するものである¹⁴。

(3) 小括

以上を総合すると、米国 TPP 離脱通告を受け、他の原署名国の国内承認手続きの機運が低下しているだけでなく、米国自身の翻意は、TPP 復帰、TPP 再交渉ともに当面望めない状況と言わざるを得ない。よって、上記の原署名国の 2013 年における総 GDP の 85%以上に当たる、少なくとも 6 カ国が同手続きの完了を通報するという発効

⁹ “Finance members meet with USTR pick; Hatch pledges to push for TPP,” *Inside. U.S. Trade*, January 13, 2017, pp.1, 6-7.

¹⁰ “Ambassadors to China, Japan, other Asian nations urge lawmakers to back TPP,” *U.S. Trade*, January 20, 2017, p. 12.

¹¹ “Trump memo directs USTR to carry out formal TPP withdrawal procedures,” *Inside. U.S. Trade*, January 27, 2017, pp.1, 15-16.

¹² 「米のアジア関与確認へ」日本経済新聞 2017 年 2 月 1 日朝刊 4 面。

¹³ [日米首脳共同声明 \(2017 年 2 月 10 日\)](#)（「アジア太平洋地域における貿易、経済成長及び高い基準の促進・・・の目的のため、また、米国が環太平洋パートナーシップ (TPP) から離脱した点に留意し、両首脳は、これらの共有された目的を達成するための最善の方法を探求することを誓約した。」）。

¹⁴ 本来 TPP 協定推進派であるハッチ米上院財政委員長ですら、トランプ政権の二国間協定重視の方針を受け、高い水準の日米自由貿易協定を締結し、それに他の TPP 署名国が参加するシナリオを描いているとされる。“Japanese official says Abe to continue making case for TPP to Trump team,” *Inside. U.S. Trade*, February 17, 2017, p. 7.

要件が満たされる可能性は、短期的には望めない¹⁵。

2. TPP 協定に代わる自由貿易協定案

(1) 米国と他の TPP 署名国との二国間協定等

米国は、非公式ながら TPP 署名国のうち、いまだ二国間協定を締結していない国との自由貿易協定（以下、FTA と略称）交渉を進める考えを示している¹⁶。TPP 署名国のうち、米国と FTA を有していない国は、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム¹⁷及びマレーシアの 5 カ国である。米国内では、まず日本との協定交渉に着手すべきであるとのアイデアが存在しており、2017 年 2 月の日米首脳共同声明において、「二国間の枠組みに関して議論を行うこと」を含む課題について日米経済対話の枠組みを設置することが盛り込まれたが、FTA の交渉開始は明言されなかった¹⁸。その他、ベトナムは米国の TPP 離脱を受け米国との二国間 FTA に関心が強いとも報道される¹⁹。他方、北米自由貿易協定 (NAFTA) 再交渉について、ムニューシン財務長官は議会承認プロセスにおいて、TPP が NAFTA 再交渉での出発点になると述べている²⁰。

しかし、2017 年 2 月末現在、ライトハイザー米国通商代表候補はいまだ米国議会の承認を得ておらず、米国の通商交渉チームの全容も固まっていない。このような段階で、米国による FTA 未締結の TPP 署名国との交渉の行方を占うことは生産的ではない。

米国以外の他の TPP 署名国による二国間協定の動きとして、メキシコ・グアハルド経済大臣は、トランプ氏が大統領選出後、TPP 離脱を宣言した直後に、TPP 協定の内容も踏まえ二国間協定を結んでいくことも選択肢であると述べた²¹。他の署名国の中にも類似の考えを有している国もあろう。

¹⁵ 「当面」、「短期的には」と断ったのは、トランプ大統領が二期目に出馬しない、又は出馬しても選出されず、新大統領に代わる場合等には、別の可能性もあるという趣旨である。

¹⁶ “Trump memo directs USTR to carry out formal TPP withdrawal procedures,” *Inside. U.S. Trade*, January 27, 2017, pp. 1, 15-16.

¹⁷ 米国とベトナム間には 2001 年 12 月発効の二国間貿易協定があるが、その規律内容は TPP 協定と比べ範囲が狭い。

¹⁸ 日米首脳共同声明・前掲注 13。

¹⁹ 「ベトナム『TPP 後』にらみ株価上昇」日本経済新聞 2017 年 2 月 22 日夕刊 3 面。

²⁰ “Mnuchin downplays tariff threat, calls TPP a framework for NAFTA changes,” *Inside. U.S. Trade*, January 27, 2017, p. 6.

²¹ 「メキシコ『2 国間協定』も視野」日本経済新聞 2016 年 11 月 24 日朝刊 5 面。

しかし、TPPのように12カ国間でメガFTAsを締結する場合と同じ12カ国すべてが、他の11カ国1つ1つと二国間FTAを締結する場合（ $12 \times 11 \div 2$ で合計66本の二国間協定）で同じ効果が得られるとは限らない。第一に、66本の二国間協定を締結する取引コストが莫大で、そもそも達成されないリスクがある。第二に、多国間交渉の方が、より相互利益となる選択肢を作り出し、二国間交渉では不可能な政治的に難しい譲歩を可能にするとの主張もある²²。第三に、たとえ交渉が成立したとしても、TPPにおけるような共通ルールが達成されるとは限らず、二国間の利害や力関係の違いからルールがパッチワークのように複雑化するおそれがある。第四に、TPPの場合、グローバル・バリューチェーン（以下、GVCと略）・国際分業体制を意識した制度設計がなされている²³。より具体的には、TPP協力関係4章（第21章 協力・能力開発、第22章 競争力、第23章 開発及び第24章 中小企業）はGVC推進を謳い、第3章 原産地規則は12カ国間で完全累積制度を採用しており²⁴、TPP域内における最適分業・生産体制構築に有利な設計がなされている。たとえ66本の二国間協定が締結されたとしても、こうしたメガFTAならではのメリットが確保できるわけではない。

(2) 米国抜きのTPP案

トランプ氏が次期大統領に選出された後、2016年11月9日、米国議会上院のマコネル院内総務が年内はTPP法案を議会に提出しないとの方針を表明したことを受け²⁵、メキシコのグアハルド経済大臣やニュージーランドのグローサー駐米大使（前貿易相）が、米国抜きの11カ国でTPPを発効させるとの提案を行った²⁶。また、同年11月21日、トランプ氏が就任初日にTPPからの離脱を通告すると宣言したことを受け²⁷、翌日には既にオーストラリアのチオボー貿易・投資大臣も、米国抜きのTPPの可能性について言及した²⁸。

同大臣は、トランプ政権発足後の2017年1月22日にも、必要なら米国抜きでTPP

²² Brock R. Williams and Ian F. Fergusson, The United States Withdraws from the TPP, CRS INSIGHT, February 3, 2017 (IN10646). See also “Analysts pitch new and improved TPP, clash over bilaterals, Japan deal,” *Inside. U.S. Trade*, February 24, 2017, p. 10.

²³ デール・ジョルゲンソン「(経済教室) 自由貿易の意義 (上) TPP、国際分業推進に益」日本経済新聞2016年8月23日朝刊24面。類似例としてWTO情報技術協定(ITA)(1997年発効、2015年12月拡大交渉妥結)を挙げることができる。同協定は、情報技術(IT)製品の主要貿易国間でのゼロ関税約束により、GVC(例 iPhoneのGVC)の構築を推進することを目的とする。

²⁴ 完全累積制度を含むTPPの原産地規則の解説として、酒井健太郎「TPPの原産地規則の概要」『貿易と関税』2016年3月号4-16頁参照。

²⁵ 「TPP実現窮地」日本経済新聞2016年11月11日朝刊3面。

²⁶ 「トランプ政権でTPP漂流」日本経済新聞2016年11月17日朝刊9面。

²⁷ 「TPP離脱 初日に通告」日本経済新聞2016年11月22日夕刊1面。

²⁸ The Senate, Foreign Affairs, Defence and Trade, References Committee, *supra* note 7, p. 7.

の利益を固定化する方法について、TPP 署名各国と協議していることを明らかにした²⁹。同大臣は、この「TPP12 マイナス 1」に、中国やインドネシアが参加する可能性があると指摘している³⁰。TPP 協定の今後について共同して取り組むことを合意したニュージーランドもオーストラリアの立場に近いものと考えられる³¹。他方、「TPP12 マイナス 1」案に対し、日本、カナダ及びマレーシアは消極的姿勢を取っている³²。

チリは、2017 年 3 月 14～15 日に同国で開催予定の「アジア太平洋地域統合に関するハイレベル対話」に、TPP 原署名国 12 カ国に加え、中国、韓国及びコロンビアも招待した³³。実際に、中国、韓国及びコロンビアの 3 カ国は同サミットへの参加を表明したが、米国、ベトナム及びブルネイは未だ態度を明らかにしていない³⁴。また、ペルーのクチンスキ大統領も、「中国、インド、オーストラリア、ニュージーランドといった国々と（自由貿易協定に向けた交渉を）進めなければならない」と発言している³⁵。

以上、米国離脱後の TPP をめぐる各国の姿勢を紹介したが、少なくともオーストラリア案とチリ案の間では、重要な違いがあるように見える。いずれも中国等の参加を得ようとする姿勢では共通するものの、オーストラリアは署名された TPP 協定を米国以外の 11 カ国間で発効した上で、そこに中国、インドネシア等が参加することを想定していると考えられるのに対し、チリは、署名された TPP 協定は米離脱によりもはや机上にないとし、その内容にこだわらず、中国、韓国等を加えた新たな協定締結を模索していると考えられる³⁶。よって、チリ案をオーストラリア案と区別し、「ポスト TPP」案と呼びたい。

²⁹ [Trans Pacific Partnership, Media release, 22 Jan 2017, Australian Minister for Trade, Tourism and Investment, the Hon Steven Ciobo MP.](#)

³⁰ [“Australia open to China and Indonesia joining TPP after US pulls out,” The Guardian, 23 January 2017.](#)

³¹ [Joint Statement by Prime Ministers the Rt Hon Bill English and the Hon Malcolm Turnbull MP, 17 February 2017.](#)

³² 「米国抜きでの TPP 発効」日本経済新聞 2017 年 2 月 8 日夕刊 3 面。 [“TPP trade deal dead without US: Canada,” The Australian, January 25, 2017.](#) 「米 TPP 離脱「失望」マレーシア貿易相」日本経済新聞 2017 年 1 月 19 日夕刊 3 面。

³³ “Chilean official hopes upcoming summit will provide avenue for TPP-like deal, Chinese involvement,” World Trade Online, Daily News, February 3, 2017.

³⁴ “China among 12 invitees slated to attend Chile trade summit; U.S. still silent,” World Trade Online, February 21, 2017.

³⁵ 「太平洋同盟アジア狙う」日本経済新聞 2017 年 2 月 9 日朝刊 6 面。

³⁶ 同上。 See also [“Chile eyes new deals with Pacific trade pact members: minister,” Reuters, January 23, 2017.](#)

つまり、両国とも米国が TPP から離脱した結果、残りの署名国の市場規模では、その合意枠組みを継続するインセンティブが維持できず、米国市場に代わる中国等の市場の追加が必要であるとの理解では一致している。しかし、それを実現するアプローチとして、オーストラリアは中国、インドネシア等の新たな市場が参加するという期待の下で、既に合意した内容（協定）を維持する可能性を追求しているのに対し、チリは既存の合意内容に拘らず、新たな協定枠組みを作ることに傾斜している。この姿勢の違いは、オーストラリアが東アジア地域包括的経済連携（以下、RCEP）交渉参加国であり、その枠組みにおいて合意可能な水準を越える協定を得たいと考えているのに対し、RCEP 交渉枠組みの外にいるチリら中南米諸国が、メガ FTAs の潮流に取り残されることをおそれ、TPP と比べ合意水準が下回っても、中南米諸国が参加するメガ FTA の構築を目指したいと考えているという大きな立場の差を反映していると考えられる。

オーストラリアの「TPP12 マイナス 1」案は、中国、インドネシアの参加を前提とするものと理解できるが、TPP 発効要件を改正することによって、米国以外の原署名国 11 カ国のみによる TPP 協定を例えば暫定的に発効させる案（以下、「TPP11」案）も、日米の研究者らによって提案されている³⁷。同案は、米国以外の署名国間で貿易自由化の効果を早期に生じさせ、米国の TPP 参加インセンティブを引き上げつつ、将来の米国の参加の道を残し、TPP が中国等の参加により変質することを避けることを狙ったものと理解できる。

(3) 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)

二国間 FTA に TPP のようなメガ FTA と同様の効果が期待できないとすると、TPP 漂流を受け、アジア太平洋地域におけるメガ FTA の機能を担うべき枠組みとして、RCEP への期待が高まるのは至極当然のことであろう。RCEP は³⁸、ASEAN10 カ国 +6 カ国（日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド及びインド）が交渉に参加しており、TPP とは違い、米国が不参加である一方で、中国やインドが参加していることが大きな特徴である。成功すれば、世界人口の約半分、貿易額も約 3 割を占めるメガ FTA となり、TPP の代替案として最も有力な候補である。2013 年 5 月から交渉を開始し、2017 年 2 月 27 日から始まった神戸交渉会合が第 17 回となる。

³⁷ [Jeffrey Schott, "TPP Could Go Forward without the United States," *Trade and Investment Policy Watch* \(Peterson Institute for International Economics, Nov. 15, 2016\).](#) 川瀬剛志「米国の TPP 離脱をめぐる法的視座と『TPP11』の可能性」独立行政法人経済産業研究所コラム（2017 年 2 月 17 日）。

³⁸ [外務省「東アジア地域包括的経済連携 \(RCEP\) 交渉」](#)（平成 29 年 2 月）。

すでに合意した中小企業と経済協力の2分野を除く13分野で妥協点を探ることとなる³⁹。日本、オーストラリア等TPP署名国はTPPの水準を念頭に高い自由化率や質の高いルールを求める一方、中国、インドは関税撤廃やルール作りに消極的で、協定内容よりも早期合意を求めているとされる⁴⁰。

(4) 小括

以上から、米国のTPP離脱を受け、米国と他の署名国間、又は他の2署名国間で、TPPを土台に二国間FTA等を追求したとしても、それらがTPP協定が発効した場合と同等の効果をもたらすとは考えられない。よって、TPPの発効或いはそれに代わるメガFTAを模索する道が望ましい。

その代替案として、上記ではオーストラリア等が主張する「TPP12 マイナス1」案、チリ等が主張する「ポストTPP」案、日米の研究者が主張する「TPP11」案、そしてRCEPを紹介した。これらの代替案の実現可能性を左右すると考えられるのが中国の姿勢である。次節では、これらの代替案に対する中国の姿勢を検討する。

3. 今後の焦点としての中国

(1) TPP代替案に対する中国の姿勢

まずオーストラリアの「TPP12 マイナス1」案は、事実上、中国に署名されたTPP協定を受け入れることを要請するものである。TPP協定への中国加入の可能性については、筆者は既に、国有企業章、電子商取引章、労働章等に中国として受け入れがたい規律が盛り込まれており、短期的にTPP協定への加入は困難であるとの分析を公表している⁴¹。2.(2)で検討したように、オーストラリアは、中国等の抵抗もありRCEPの合意水準がTPPに比べ低くなる傾向に対する不満があり、これを引き上げる意図もあって、同案を提案しているとすると、同案に中国が容易に乗ってくる可能性は低いと考えられる。

他方、チリ等の「ポストTPP」案は、署名されたTPP協定を前提とする「TPP12 マイナス1」案とは違い、必ずしも署名されたTPP協定を前提としないため、中国としては自国の利害に合わせた調整を要求しやすく、相対的に受け入れやすい案といえる。米国TPP離脱後のアジア太平洋地域におけるリーダーシップの空白を自らが埋

³⁹ 「東アジア経済連携、日本は途上国照準 27日から交渉官会合」日本経済新聞電子版2017年2月24日。

⁴⁰ 同上。

⁴¹ 川島富士雄「中国のTPP協定加入は可能か?〜ルールの観点から〜」『国際商事法務』44巻4号563-570頁(2016)。

めるべく⁴²、中国が「ポスト TPP」案への関心を示す可能性は十分にあらう。

これらの案が TPP 署名国や他の関係国の関心をどの程度引くのか 2017 年 3 月 14～15 日、チリで開催予定の会議の行方を見守る必要がある。

(2) RCEP 交渉における中国

米国内からは、RCEP 締結により米国が関税に関し不利となる事実、RCEP からの除外により競争上、不利となることをおそれ、各国が RCEP に参加し、RCEP が同地域におけるルール作成において大きな影響力を持つ可能性等が指摘されている⁴³。よって、RCEP の成功が米国の TPP 復帰へのインセンティブとなる可能性も否定できない⁴⁴。

他方で、米国の TPP 離脱は、対抗戦略としての RCEP 締結を急ぐ必要に迫られていた中国にとって一息つく余地を与えたとも言え⁴⁵、RCEP 交渉において中国がたやすく譲歩をしない傾向が強まる可能性もあらう。なお、RCEP 交渉は、日本での報道とは違い、中国国内では ASEAN が主導権を握っていると認識されている⁴⁶。例えば、「ポスト TPP」案では、自らが交渉の主導権を握れると認識した場合、同案の推進に注力する可能性もあらう。

おわりに：日本のとるべき戦略

TPP 漂流が確実となった今、アジア太平洋地域の経済統合に関し、日本はいかなる戦略で臨むべきか。まず、2 で確認したように二国間協定を積み重ねたところで、メガ FTA と同等の効果を得られるわけではなく、今後も TPP 発効又はそれに代わるメガ FTA の模索が必要である。

そのメガ FTA のうち RCEP 交渉については、TPP のルールを土台に RCEP 交渉を進めるという基本アプローチは大きく変わらないものの、TPP 漂流を受け、TPP ルールのどの範囲までを RCEP に反映させるべきだと考えるのか、日本は真剣に検討する必要がある⁴⁷。また、今後は RCEP 交渉の進展を通じ、米国の TPP への復帰

⁴² [中国とグローバル化智库 \(CCG\) 《中国外交進入新方位、可考慮加入 TPP》研究報告 No. 3 \(2017 年 2 月\)。](#)

⁴³ Williams and Fergusson, *supra* note 22.

⁴⁴ 日本政府がそのようなシナリオを描いているとするものとして、「東アジア経済連携」前掲注 39。

⁴⁵ 「TPP 漂流 中国は一息」日本経済新聞 2016 年 12 月 22 日朝刊 7 面。

⁴⁶ 「中国商務部：将發揮積極作用尽早結束 RCEP 談判」中国新聞網 (2017 年 2 月 21 日)、王輝耀「中国可積極考慮加入 TPP」第一財經網 (2017 年 2 月 23 日)。

⁴⁷ TPP が達成するはずだった広域自由貿易圏での GVC 構築・活用に有利な側面に重点を置いて交渉に臨むべきか、或いはこれに加え、電子商取引、国有企業等の TPP の先進的規律も盛り込むことを重視すべきかといった選択を迫られる。これに対し、長期的には TPP ルールを事実上の世界標準にすることや WTO

を促すという難しい役回りも同時にこなす必要に迫られている。このため、米国の TPP 復帰の余地を失わせるような動き（例えば、「ポスト TPP」案）には慎重に対応する必要があるだろう。

に取り込むことを目指すべきとの主張として、中川淳司「ポスト TPP と日本の通商戦略の課題」『世界経済評論』復刊第 1 号（2016）9-10 頁。

参考文献

川島富士雄 (2016) 「中国の TPP 協定加入は可能か? ~ルールの観点から~」『国際商事法務』44 巻 4 号、563-570 頁。

川瀬剛志「米国の TPP 離脱をめぐる法的視座と『TPP11』の可能性」独立行政法人経済産業研究所コラム (2017 年 2 月 17 日)。

酒井健太郎 (2016) 「TPP の原産地規則の概要」『貿易と関税』2016 年 3 月号、4-16 頁。

ジョルゲンソン、デール「(経済教室) 自由貿易の意義 (上) TPP、国際分業推進に益」日本経済新聞 (2016 年 8 月 23 日、朝刊 24 面)。

中国与全球化智库 (CCG) 《中国外交進入新方位、可考慮加入 TPP》研究報告 No. 3 (2017 年 2 月)。

中川淳司 (2016) 「ポスト TPP と日本の通商戦略の課題」『世界経済評論』復刊第 1 号、6-15 頁。

中川淳司「(経済教室) TPP 漂流が問う通商政策 (下) 米の批准粘り強く説得を」日本経済新聞 (2017 年 1 月 12 日、朝刊 29 面)。

Schott, Jeffrey, “TPP Could Go Forward without the United States,” *Trade and Investment Policy Watch* (Peterson Institute for International Economics, Nov. 15, 2016).

Williams, Brock R. and Ian F. Fergusson, “The United States Withdraws from the TPP,” *CRS INSIGHT*, February 3, 2017 (IN10646).

第3章 貿易自由化の意義と TPP

阿部 顕三 (大阪大学)

はじめに

環太平洋経済連携協定 (TPP) 交渉は、交渉参加国の間での貿易自由化、経済連携、投資促進などを含む 21 分野に及ぶものであった。2015 年 10 月にアトランタでの閣僚会議で大筋合意となり、2016 年 2 月には交渉参加国による署名が行われた。しかし、米国では 2017 年 1 月にトランプ氏が大統領に就任し、TPP から離脱することとなり、TPP は早期発効に至らなかった。

TPP が短期的に発効しないとしても、今後も貿易の自由化は他の交渉によって進められると考えられる。今後の交渉において、TPP の交渉内容は一定の意味を持つであろう。そこで、TPP 協定における貿易の自由化がどのようなものであったかを整理しておくことは重要であると考えられる。

他方、米トランプ政権がこれまでの自由化の動きに反対し、保護主義的な政策を取るのではないかと危惧されている。貿易の自由化は国民にとって利益となるのかどうか、またその利益がどのような条件の下で発生するのかについて整理することも重要である。

1. 日本の貿易および貿易政策の特徴

(1) 貿易依存度

ある国の経済が貿易に依存している割合を示す指標に「貿易依存度」がある。貿易依存度は、貿易総額（輸出額+輸入額）を GDP で割り、100 をかけた値である。2015 年の日本の貿易依存度は 28.11% である。同年の米国の貿易依存度も 21.12% であり、日本と似かよった値である。中国は 33.33% であり、日本や米国と比べるとやや高い値になっているが、韓国は 72.05%、台湾は 102.02% と非常に高い値になっている。東南アジアでは、ベトナムの 162.63%、タイの 99.59% など非常に貿易依存度が高くなっている。

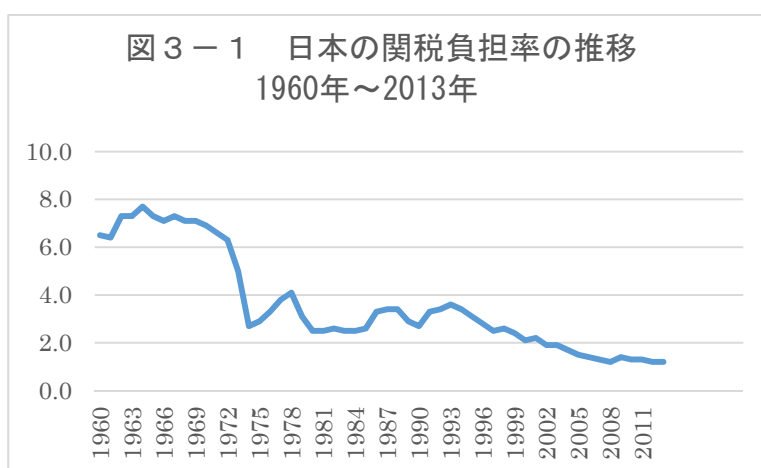
これらの数値を見る限り、日本や米国の経済は貿易に依存する割合は比較的低い。これは、日本や米国で貿易の自由化が行われ、輸出や輸入の増大があっても、それが GDP に与える影響は他国と比べると小さいことを意味している。

(2) 平均関税率

貿易取引は、関税だけでなく数量制限やその他の手段により、様々な形で制限されている。また、国境での措置だけでなく、国内の流通や規制などによっても貿易取引は影響を受ける。本節では関税による保護の水準のみを見てみよう。

関税による保護のレベルを測るにもいくつかの指標があるが、一国の平均的な関税の水準を表す指標として関税負担率がある。関税負担率は、関税収入を輸入額で割って100をかけた値である。ここで、輸入額をすべての輸入財で測る場合と、有税の輸入財のみで測る場合がある。

日本の関税負担率は、2013年で1.2%となっている。図3-1のグラフは1960年から2013年までの日本の関税負担率の推移を表している。日本の関税負担率は1970年代初頭に大幅に低下した。これは、60年代のGATTのケネディー・ラウンドで大幅な関税の引き下げが行われた結果であると考えられる。また、GATTのウルグアイ・ラウンドが終わった1994年以降も徐々に低下しており、近年は約1.2%程度で推移している。



(資料) 阿部(2015)より抜粋

米国の関税負担率は、2011年で1.5%、EUは1.0%となっている。これらの国や地域と比較すると、日本の関税負担率はほぼ同等の水準である。すなわち、平均的な関税の水準で評価すれば、日本は先進国と同レベルに市場を開放していると言える。

(3) 重要品目の関税

日本の平均関税率は非常に低いものの、重要品目と呼ばれる一部の農産品に対して高い関税を課している。平成24年の農林水産省の資料によると、米778%、でん粉583%、小麦403%、バター360%などとなっている。また、小麦、大麦、脱脂粉乳、粗糖などにも高い関税が課せられている。

ただし、農産品に対する関税の大きさを、関税率で見る場合には注意が必要である。関税には、国際価格に対して課税する「従価関税」と輸入数量に対して課税する「従量関税」がある。たとえば、日本の農産品の場合、牛肉は従価関税が課税されているし、米は従量関税が課せられている。また、豚肉の場合などは、両者を複雑に組み合わせた「差額関税」制度を用いられている。

従量関税の国内価格は、国際価格＋関税＝（1＋関税／国際価格）×国際価格となる。したがって、それを従価関税に変換した時の関税率は（関税／国際価格）×100となる。たとえば米の場合、2000年度以降、1キロ341円の従量関税が課せられている。それを従価関税の水準に変換すると778パーセントであるとされている。この水準から、基準として用いられた国際価格を逆算すると1キロ約44円となる。

米の国際価格の算出にはタイ米の国際価格なども用いられている。2014年や2015年のタイ米の国際価格は1キロ約45円であり、従価関税に換算する際の国際価格にほぼ等しくなっている。この国際価格は、米国や中国などから輸入される主食用の米の国際価格と比べると非常に低い値となっている。したがって、778%という関税率は必ずしも適切な数値となっていない可能性がある。

2. TPPによる貿易自由化

(1) 市場アクセス分野の自由化

TPP交渉は21分野にわたり、その協定は全30章から構成されている。以下では、日本の市場アクセス分野における自由化について検討する。工業品と農産品を合わせた品目数は9,018品目あるが、大筋合意によると、その内の8,575品目の関税が撤廃される。これは全体の約95%にあたり、これまでの日本の経済連携協定（EPA）の中では最も自由化率の高い経済連携協定であった。

この自由化率だけを見れば、TPPでは農産品を含む物品の大きな自由化が行われ、その影響も大きいように思える。しかし、先に示した関税負担率からも分かるように、日本の工業品に対する関税は非常に低い水準にある。工業品の関税が撤廃されたとしても、それは日本経済に大きな影響を与えるとは考えにくい。

他方で、農産品に対しては高い関税が課せられているが、重要品目の一部については、関税ではなく輸入枠の拡大という形で自由化が行われたり、あるいは複雑な関税制度を維持したままで関税の引き下げが行われる。その結果、それらの品目についても、TPPによる自由化が日本経済に大きな影響を与える可能性は低いと考えられる。そこで、以下では、米と豚肉を例にとって考察してみよう。

(2) コメの自由化

日本の米は国家貿易品目であり、国がその輸入数量を管理している。米の関税は、ミニマム・アクセス数量と呼ばれる輸入枠を超えた輸入に対して課せられるものである。既存の輸入枠は年間 77 万トンであり、主に加工用、援助用、飼料用などで販売される一般輸入と、主食用で主に外食産業などに販売される SBS 輸入に分けられている。後者は SBS 枠とも呼ばれ、年間 10 万トンの枠がある。¹

TPP の大筋合意では、国別の SBS 枠を追加することとなった。米国に対しては、当初 5 万トン、13 年目以降は 7 万トンの枠を与える。また、オーストラリアに対しては、当初 0.6 万トン、13 年目以降は 0.84 万トンの枠を与えることとなった。

この SBS 枠の入札では、農林水産省が最低の売渡価格、最高の買入価格、最低のマークアップ（平均費用・原価に対する利潤を確保するための一定比率）などを決定し、それらの条件を満たしたもののうち、高いマークアップを付けたものから落札される。ミニマム・アクセス数量に対しては無税とされているが、このマークアップは実質的には関税と同じである。

2015 年 12 月において、米国のうるち精米短粒種の買入価格は 1 キロ約 166 円、売渡価格は 1 キロ約 215 円であった。国産米には多くの銘柄があり、販売価格も異なるので単純に比較することはできないが、SBS 枠で輸入される米が国産米と比較して非常に安いというわけではない。

さらに、ミニマム・アクセス米の輸入量が増加し、それが国内市場で流通すると国産米の販売量が減少、あるいは市場価格が下落してしまう。そこで、政府は輸入数量以上に政府国産米を援助用や飼料用に使用することで、主食用の国産米の超過供給を防ぎ、価格を安定させてきた。

TPP によって米の輸入枠を増加させても、国内市場に流通する米の数量をコントロールし、主食米の国内価格を安定させると、国内の非効率な生産は残されたままとなる。さらに、そのために政府が米を高い価格で買い入れ、無償で援助するか、飼料用などに安い価格で販売するとその分の財政負担が生じてしまう。

(3) 豚肉の自由化

豚肉に対しては、「差額関税」制度と呼ばれる関税制度が用いられている。これは、基本的に国内価格と輸入価格の差額分の関税を課すものである。豚肉には部分肉と枝肉があるが、ここでは部分肉の例を用いて説明しよう。

¹ SBS 方式：買い手と売り手の連名による売買同時契約。

まず、輸入価格が 64.53 円以下であれば、1 キロ 482 円の従量関税が課せられる。次に、輸入価格が 64.53 円から分岐点価格の 524 円までは、基準輸入価格 546.53 円と輸入価格の差額分の関税が課せられる。これが差額関税と呼ばれるものである。輸入価格が 524 円を超えると 4.3%の従価関税が課せられる。

この制度の下では、輸入 1 キロあたりの関税額は輸入価格によって異なる。現行の制度の下で 1 キロあたりの関税額が最も低くなるのは、輸入価格が分岐点価格に等しい時である。差額関税制度が適用される範囲の輸入価格に対しては輸入基準価格が一定となり、その価格で国内に販売するのであれば、輸入業者は 1 キロあたりの関税額が最も低い輸入価格を選ぶであろう。そこで豚肉の輸入業者は、分岐点価格の付近の輸入価格で輸入を行う傾向がある。

TPP 交渉の大筋合意によると、この分岐点価格を維持しつつ、関税の削減が行われる。当初は、低い輸入価格に対して適用される従量関税を現行の 1 キロ 482 円から 125 円に、高い輸入価格に対して適用される従価関税を現行の 4.3%から 2.2%に引き下げる。この時の輸入基準価格は 535.5 円となる。

差額関税制度が維持される限り、差額関税が適用される範囲の輸入価格の中で関税が最も低くなるのは、輸入価格が分岐点価格になっている時である。したがって、現行と同様に輸入業者にとっては分岐点価格で輸入するのが得策であり、輸入価格は 524 円付近になるであろう。ただし、その時の 1 キロあたりの関税は現行と比べると約半額の 11.5 円となる。いずれにしても、米の場合と同様に、TPP の大筋合意に盛り込まれた豚肉の自由化の方式では、当初の 10 年間は国内生産に非常に大きな影響が出るとは考えにくい。

3. 貿易自由化は望ましいか—経済学的な視点

(1) マクロ経済的な視点

マクロ経済的な視点からすると、貿易自由化によって輸出も輸入も同額だけ伸びる場合には、貿易取引額は増加するが、GDP にはまったく影響がない。なぜなら、 $GDP = 消費 + 投資 + 政府支出 + 輸出 - 輸入$ 、であり、消費、投資、政府支出が同一であるとすると、貿易収支（財・サービスの輸出マイナス輸入）が増加しない限り GDP は増加しないからである。

逆に、貿易取引額が減少したとしても、貿易収支の増大は自国の GDP を増大させることになる。輸入を抑制し、輸出を伸ばすことが、その国の経済にプラスとなり、雇用の増加をもたらすことにもつながる。このような考え方に立てば、関税を引き上

げるなどの保護主義的な貿易政策を行うことが望ましいことになる。

もちろん、ある国の輸出は他国の輸入であり、ある国の貿易収支の改善は他国の貿易収支の悪化をもたらす。保護主義的な貿易政策によって自国の経済を伸ばすことは、他国の経済を悪化させる、すなわち、近隣窮乏化政策となる。他国が対抗措置として、保護主義的な貿易政策とるようになると、多国間で保護主義が広まってしまう。

このような考え方は、GDP が総需要の大きさによって決定されるということから出てくる。経済に失業や遊休設備などがある場合、需要が増大すればそれに引っ張られる形で国内生産も拡大し、GDP が増加する。しかし、この考え方では、輸入を含めた貿易取引の拡大が国の利益となることを説明できない。

では、貿易の自由化によって貿易取引が拡大することが国民の利益につながるという考え方はどのような理由から出てくるのであろうか。また、それはどのような状況で成り立つのであろうか。

(2) 消費面での貿易利益

ここでは貿易自由化を輸入財に対する関税の引き下げとして取り上げてみる。また、少し見方を変えて、一国の国民の利益は満足度（経済厚生）によって表され、それは様々な財やサービスの消費量によって決まっているとしてみよう。つまり、財やサービスの消費量が増加すると、国民の満足度は高くなるとしてみる。

貿易自由化による利益の一つは、それによって輸入財が安く購入できるようになり、消費が増加することから生じる。たとえばワインの関税が引き下げられ、外国産のワインが国内で安く販売されれば、その消費は増大し、国民の満足度も高まる。これは貿易自由化による「消費利益」と呼ばれ、一般的にもよく知られている点であろう。

もちろん、このような利益が生じるには、関税引き下げ後に国内価格が下がることが必要である。前節で見たように、日本の一部の農産物に関しては、国内価格が安定するような措置が取られている。その場合には、貿易の自由化が行われても、国内価格が必ずしも下がらないので、輸入品の消費が増大せず、貿易自由化の利益が国民には届かない。

自由化によって国内価格が下がったとして、この消費利益がどの程度大きくなるかは、消費が価格の変化にどの程度反応するか（需要の価格弾力性）や、輸入品と国産品がどの程度差別化されているかにも依存する。

輸入財の価格弾力性が大きければ、自由化による国内価格の低下によって、輸入品の消費はより大きく増加するであろう。それによって国民の利益はより高まることになる。逆に言うと、その輸入財は関税によって、輸入品の消費がより大きく抑えられ

ていたことを意味する。

また、輸入品と国産品の差別化があまりなければ、輸入品の国内価格が下がった時に、競合する国産品の価格も低下するはずである。そのため、国産品の消費も増大し、自由化による利益はより大きくなる。

他方、輸入品と国産品の差別化が非常に大きければ、輸入品の国内価格が下がったとしても、それらが競合していないため、国産品の価格はあまり低下しない。そのため国産品の消費が増加せず、自由化の利益は輸入品の消費の増加のみから生じる。

(3) 生産面での貿易利益

貿易の自由化は、輸入競争産業の生産にも影響を与える。関税の引き下げによって輸入財の価格が下がれば、国産品から輸入財に需要がシフトする。それによって国産品の価格が低下すると、国内生産を縮小せざるをえなくなる。一見すると、輸入競争産業の国内生産の減少はその国の GDP を減少させ、国民にとってマイナスの影響が出てくるように思える。しかし、国の利益を「経済厚生」で表す観点からすると、自由化に伴う国内生産の縮小は逆に国民にとっての利益となる。

たとえば次のような簡単な例で考えてみよう。ある財の国際価格が 100 円で、輸入 1 単位あたり 5 円の関税が課せられているとしてみよう。この時の国内価格は 105 円となり、供給コストが 105 円の国内生産者も国内市場に供給できる。ここで関税が撤廃され、国内価格が国際価格 100 円に等しくなると、その国内生産者は生産を縮小あるいは中止することになる。

ところが、関税賦課時に消費者はこの財を 105 円で国内生産者から購入していたが、関税撤廃後はその財を 100 円で海外の生産者から購入することになる。同じ消費を行うのに、消費者はより安価に購入することができるので、この 5 円分を節約し、他の財の消費に回すことができる。したがって、全体の消費が増加し、国民はより高い満足を得ることになる。非効率的な国内生産者からの供給が、より効率的な海外の生産者からの供給に変わることで、国民は利益を得ると考えられる。これは「生産利益」と呼ばれている。

以上の議論では一つの輸入財の市場における効率性だけを考慮している。国全体にとって効率的な生産や消費が行われるためには、最も低い単価で供給できる国内外の生産者が供給を行い、消費者が最も安価に財を購入、消費することが望ましい。したがって、貿易自由化後に他の政策によって国内の非効率的な生産を残してしまうと、この生産利益は生じないことになる。

一つの財の生産や消費を考慮して分析する方法は、経済学では「部分均衡分析」と

呼ばれる。ただし、ここでは輸入財のみに焦点を当てており、所得や雇用などは考慮されていない。しかし、貿易の自由化に対する重要な批判は、輸入競争産業に携わる人々の所得や雇用の減少に向けられている。では、この点を考慮に入れても、貿易の自由化は国全体として望ましいと言えるのであろうか。

(4) 生産性の向上と貿易利益

貿易自由化の影響を、輸入競争産業だけでなく、輸出産業や労働市場も含めて考えてみよう。輸出財に対する貿易政策が取られていないとすると、輸出産業は国際価格で海外の生産者と競争しており、輸出産業は効率的であると言える。他方、前節で見たように、貿易の自由化が行われ、輸入財に対する関税が引き下げられると、海外と比べて非効率な国内生産は減少し、輸入競争産業の効率化が図られることになる。

また、それに伴って輸入競争産業での雇用が減少し、仮に労働や資本が輸出産業に移動できたとすると、非効率な輸入競争産業が縮小し、効率的な輸出産業が拡大することで、経済全体の効率性はより高まることになる。このように、貿易自由化後にスムーズな労働移動や産業調整が行われれば、貿易自由化は経済全体で見て効率性を高めることになり、国民の利益となる。

この議論は、貿易自由化を行う前後で貿易収支が均衡しているとしても、成り立つ。貿易収支が均衡していれば、先のマクロ経済学的な考え方によると、貿易自由化を行っても GDP は変化しない。他方、ここでの議論は、需要サイドよりもむしろ供給サイドに焦点を当てている。そして、貿易自由化が経済全体の生産性を高め、効率化が進むことによって実質 GDP が高まると考えている。

もちろん、輸入競争産業で働いていた労働者が、スムーズに輸出産業に移動できるとは限らない。もし、産業間での労働移動ができなければ、貿易自由化は輸入競争産業の雇用を減らすだけとなり、その産業の生産量が減少し、GDP も減少することになる。それは国全体の所得、ひいては消費を減少させ、経済厚生という指標で見ても国民の利益は低下する。

本来、貿易自由化は国全体の効率性を高めることによって利益をもたらすはずなのに、そうならないのは、労働市場における調整がスムーズに行われていないことが原因である。この場合に望ましい政策は、保護貿易を続けることではなく、労働移動が可能になるような労働市場の環境整備や、職業訓練など労働者に対する支援を行いつつ、貿易を自由化することである。

もちろん、長期にわたって輸入競争産業に従事している人々が、容易に輸出産業に移動することは難しいであろう。仮に輸入競争産業からの移動を余儀なくされた際に

は、所得補償などにより、労働者の生活を支援することも考えられる。その場合でも、自由化による消費利益は生じるので、保護貿易を継続するよりは好ましい。

一般的に、貿易自由化だけでなく、国内需要の変化や政策によって、国内の産業構造は変化しうる。その場合に起こりうる雇用の減少に対しては、労働市場に対する政策で対処すべきである。

参考文献

阿部顕三（2015）『貿易自由化の理念と現実』NTT 出版。

阿部顕三・遠藤正寛（2012）『国際経済学』有斐閣。

阿部顕三、「貿易理論から見た TPP」『統計』日本統計協会、2016 年 5 月。

農林水産省（2012）「WTO 農業交渉の主な論点」

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/pdf/121201_wto2.pdf（2017/2/20 アクセス）

Global Note（2017）、「世界の貿易依存度 国別ランキング・推移」

<http://www.globalnote.jp/post-1614.html>（2017/2/20 アクセス）

第4章 貿易と安全保障の連関 —理論的考察と東アジアへの示唆—

湯川 拓 (大阪大学)

はじめに

国際政治学の見地から東アジアにおける貿易と安全保障の連関を考察することが本章の課題である。通商関係を経済学ではなく政治学の見地から見る際には、大きく分けて二通りの「政治」の見出し方がある。一つは国内の政治過程、特に利益集団政治を分析するものであり、もう一つは通商と他のイシュー、特に安全保障との連関を分析するものである。本章では、この後者に絞って考察を行う。この場合の「安全保障」とは基本的に、他国からの武力を用いた脅威からの安全、を指している。「貿易」については、モノの流れだけではなく国際的な貿易制度あるいは特惠貿易協定 (PTA) という制度的な側面も取り上げることにする。具体的には、東アジアにおける種々の FTA、そして TPP や RCEP といったメガ FTAs である。

その際、本章では「貿易と安全保障」というテーマについて、国際政治学 (および計量経済学) における一般的・理論的な研究においてどのような知見が蓄積され、どのような論争が存在するかという点を整理した上で、東アジアにおける貿易と安全保障について考える、という手続きを取りたい。理由としては第一に、それによって東アジアを見る際にどのような点に着目すればよいか、あらかじめ明らかになるためである。第二に、一般的に指摘されている傾向との違いがあれば、そこから東アジアの特徴が浮かび上がるからである。

1. 貿易と安全保障：一般的・理論的研究

本節では貿易と安全保障の連関について、国際政治学および経済学の見地から整理したい。その際、第一項で「貿易 (量) と安全保障」の関係について述べ、第二項で「貿易制度と安全保障」の関係について述べていくことにする。

結論から述べると、多くの分野において論争が存在する。議論が収斂しない最大の理由は、計量分析の結果が一致しないためである (互いに矛盾する主張が、それぞれの実証分析で経験的に「正しい」とされている)。

(1) 貿易と安全保障

まず、貿易と安全保障の関係については、因果として「安全保障要因が貿易に与える影響」 (安全保障→貿易) と「貿易が安全保障に与える影響」 (貿易→安全保障) の

二通りが考えられる。順に述べていく。

まず、前者、すなわち「武力紛争が起これば貿易量は減るのか」という問題については、「減る」という形で比較的意見の一致を見ている (Glick and Taylor 2010)。この場合、武力紛争についてはMIDs(Militarized Interstate Disputes)というデータセットが用意されており、二国の対 (dyad: ダイアッド) に年単位の時系列を加えた「年・ダイアッド」の単位で回帰分析が行われることが多い。分析期間は必ずしも一定ではないが、「第二次大戦後」としているものが多い。武力紛争が貿易を減らす理由としては、物理的に輸送が難しくなる、国家が敵対国との貿易を停止する、市民が自発的にボイコットを行う、などが挙げられている。また、実際に武力紛争の発生までいかずとも、政治的な対立も貿易量を減らすことが指摘されている (Pollins 1989)。

関連して興味深いのが、「同盟国同士は貿易量が多い」という指摘である (Gowa and Masfield 2003)。すなわち、同盟という安全保障要因が貿易量を増やす、ということである。これについても異論はあるが、計量分析の結果としては概ね一致をみている。重要なのは、メカニズムとして提示される「安全保障外部性 (security externality)」である。これは貿易で得た利益が軍事費へと転化されることを指す。したがって、敵対国と貿易をすることはその相手国を軍事的に強くすることにつながり、ひいては自国の安全保障を危うくする。それに対し、同盟国間の貿易であれば自陣営の軍事力を強化する効果を持つことになり、むしろ自国の安全保障を強化することにつながる。よって同盟国同士の貿易のほうが好まれる、というわけである。

次に、後者の「貿易が安全保障に与える影響」(貿易→安全保障)について見ていく。つまり、「貿易量が増えれば武力紛争は減るのか?」という問題である。こちらは論争的な研究分野であり、計量分析のレベルでも「減る」という主張が多いものの、「関係がない」「増える」という主張も存在する。まずは理論的なメカニズムについて整理したい。

貿易が国家間武力紛争を減らす理由としては、二点挙げられる (Hegre et al. 2010)。第一に、機会費用の問題である。すなわち、貿易量が増える、つまり相互依存の度合いが高まるということは、武力紛争によってその関係性を断ち切るコストが高くなるということを意味する。その場合には国内 (輸出業者や国内世論一般) から政府に対して圧力がかかることが予想される。要は、経済的な損失が大きいため武力紛争を起こすことが合理的ではなくなる、というわけである。

第二に、貿易量が多ければ危機の際に信頼性のあるシグナルを送ることができる、というメカニズムである。詳細は省略するが、交渉理論に基づく戦争発生モデルで

は、危機が起こった際に自国の他国に対する脅し（要求を呑まなければ戦争に踏み切る）の信頼性が、実際に戦争が起こるかどうかを左右するとされる。戦争は貿易も投資も減らすという意味で自国にコストのかかるものであると共に、戦争が起こりそうな状況においても、程度差はあれ同種のコストがかかる。そのような経済的損失にもかかわらず脅しをかけるということはコストのあるシグナルを発しているということになり、自国の断固たる決意を示すことができる、という議論である。

以上、貿易が国家間武力紛争を減らすという議論を整理した。それに対し、正反対の主張、すなわち貿易が国家間武力紛争を増やすという主張も存在する。その理由としては何が考えられるだろうか。この議論の軸になるのが「依存度の違い」である（Barbieri 2002）。すなわち、相互依存とは言っても、実際には貿易関係が非対称であることはありうる。そのような依存度の違いあるいは経済的な従属は、相手国の自国への政治的操作を可能にしてしまうという意味で、両者に軋轢を生むことになる。したがって、依存度の違いが政治的対立を招くことになる。別の理由としては、上記の機会費用があるために相手国は譲歩するはずだと想定し過度な要求などの瀬戸際政策を誘発する、というものもある。

このような理論的な対立を背景に 1990 年代以降、膨大な計量分析が行われ、互いに矛盾する結果が提示されてきた。結果が収斂しない理由について、ここでは二点指摘しておきたい。一つは、変数の選択である。一例として、上で述べたように基本的に分析はダイアッド単位で行われているが、A 国の B 国への依存の度合いを指標化する際に、二国間の貿易量を A 国の総貿易量で割った値を基にするのか、二国間の貿易量を A 国の GDP で割った値を基にするのか、といった違いがある。どのデータセットを使うのかという点を含め、これらの種々の選択の違いが結果の違いを生み出している。

もう一つは、内生性の問題である。すなわち、貿易量と武力紛争の生起確率にロバストな相関があったとして、上で述べたように因果としては「武力紛争が貿易を減らす」という関係性も同時に考えられる。したがって、この点を統制する必要がある。さらに言うと、いわゆるグラビティ・モデルにおいて提示されるような貿易量を規定する諸要因（地理的距離、経済の規模、隣接性、文化的距離）は、同時に武力紛争の発生を高めるものであることもしばしば指摘されてきた。そうなると、貿易量と武力紛争の相関は見せかけのものにすぎないという可能性も考慮しなければならなくなってくる。

(2) PTA と安全保障

次に PTA と安全保障の関係に移りたい。PTA を扱うということは、単なる貿易量ではなく制度としての要素も議論に入ってくることになる。この場合も、因果として「安全保障要因が PTA に与える影響」(安全保障→PTA)と「PTA が安全保障に与える影響」(PTA→安全保障)の二通りが考えられる。

まず、後者の「PTA が安全保障に与える影響」(PTA→安全保障)すなわち、「PTA を結んだ国同士は戦争をしにくいのか？」という点から考察してみたい。これについても、概ね「PTA は平和につながる」という主張で一致を見ている (Mansfield and Pevehouse 2000)。

理由としては、三点考えられる。第一に、PTA に由来する恩恵を損なうことは合理的ではないから、というものである。恩恵として、具体的には PTA を結ぶことは貿易量を増やすことその他、投資を増やす、さらには特定の PTA に属することは多国間の自由貿易交渉において交渉力を増やすことにつながる、というものが考えられる。これは上記の機会費用による貿易の戦争抑止効果と類似した論理である。第二に、制度ならでは理由として、他の PTA 構成国の軍事的な能力や意図についての情報が得られる場合がある。これは (特に途上国の) 地域貿易制度は時に同時に安全保障上のサブ構造を具備していることがあることに由来する。すなわち、PTA が安全保障上の機能も持つ場合がある、ということである。具体的には、湾岸協力会議 (GCC) や西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) が挙げられる。第三に、首脳やその他各種高官が定期的に会合を開くことによって達成される信頼醸成である。これは言わば、PTA のフォーラムとしての機能を重視するものであり、定期的に顔を合わせる中で相互不信が緩和されるという議論である。具体的には、南米のメルコスルなどが挙げられる。さらに、PTA は紛争の生起確率に留まらず軍事費自体を減らすという指摘もある (Seitz et al.2015)。

他方、「PTA による平和」という議論への留保としては、地域経済制度にも様々なタイプがあることに注目し、武力紛争を減らすのはあくまで「深い」協力 (関税同盟や共同市場) のみであり単なる自由貿易ではそのような効果は得られないとするもの (Vicard 2012) が挙げられる。

これまでは PTA のメンバー内の関係性について述べてきたが、メンバー外の国との国際関係への影響についても指摘できる。まず、PTA の抑止効果である (Aydin 2010)。すなわち、PTA の構成国の内の 1 ヶ国を非構成国が攻撃した場合、他の構成国が共に反撃してくる見込みが高くなる、という議論である。理由としては、同じ PTA

を構成しているために経済的関係性が密であり、それを維持しようとする、という経済的利益の存在が挙げられる。したがって、攻撃に対して集団防衛を行うという抑止（あるいは脅し）の信頼性がPTAによって上がるとされる。また、PTAはメンバー内の武力紛争は減らしても、メンバー外とのそれは増やしてしまう、という議論もある（Hadjiyiannis et al. 2016）。

次に、「安全保障要因がPTAに与える影響」（安全保障→PTA）についてである。最も議論が重ねられてきたのが、PTAの「形成」である。どのような国同士がPTAを結びやすいのか、という点についてはこれまで地理的な距離や経済規模、文化的同一性、政治システム（民主主義か権威主義か）、社会的及び環境基準などが指摘されてきたが、それに加えて安全保障要因として指摘されるのが「同盟」である。すなわち、同盟国同士はPTAを形成しやすい（Gowa and Mansfield 1993）。なぜか。この場合も安全保障外部性による説明になる。つまり、PTAによって得られた経済的利益は軍事的能力へと転化されるという意味で外部性を持っているが、相手が自国の同盟国ならば、それはむしろ自国の安全保障を高める、というわけである。

ただ、この点において興味深いのは、政治的対立はむしろPTAの形成を促すという議論も存在するという点である（Vicard 2012）。すなわち、PTAに平和創出効果があるならば、むしろそれを狙って不安定な国際関係を安定化させる、ということである。つまり国際関係の安定化装置としてのPTAということであり、当然ながら武力紛争の火種を抱える国家同士のほうがそのような制度を必要とする、というわけである。したがって、安全保障外部性を重視すれば政治的な対立はPTA形成を阻害することになり、平和創出効果を重視すれば政治的な対立はPTA形成を促進することになる。この点は、そもそもこのような対立（あるいは矛盾）の構図が存在するのだという認識があまりなされていないことを含め、既存研究で十分に消化されていない問題である。

最後に、PTAの「形成」ではなく「デザイン」も従属変数になる。すなわち、PTAには様々な種類があると述べたが、同盟国同士のほうが「深い」PTAを結ぶという議論である（Kim et al. 2016）。これもメカニズムとしては、基本的には安全保障外部性に基づく論理にある。東南アジア諸国連合（ASEAN）において、アフリカなどの他の途上国地域よりも経済統合が進んだのは、政治的対立を克服したからだという例も指摘される（もっとも、ASEANは同盟ではないが、域内の信頼醸成がかなりの程度達成された後に本格的な経済協力に入ったという点では正しい）。

(3) イシューリンケージ

最後に、これまでと重なる部分もあるが、イシューリンケージについて簡単に述べたい。これは交渉や制度設計において二つ以上の（ここでは「貿易」と「安全保障」）のイシューを結びつけることである。貿易が（あるいは PTA が）結果的に武力紛争の生起確率を下げる、という議論とは違い、政策として意図的に行うものである。当然ながら、これも貿易と安全保障の連関としては重要な分野である。

2. 東アジアにおける貿易と安全保障の連関

本節では以上の一般的・理論的な研究において指摘されていることを基に、東アジアについて見ていきたい。その際、主に地域貿易制度について述べていくことにする。

(1) 貿易と安全保障

まず、東アジアにおける貿易と安全保障について指摘すべき傾向は三点ある。第一に、安全保障面における平和を比較的長期にわたって実現してきたという傾向である。北東アジアであれば 1953 年の朝鮮戦争以来、東アジアであれば 1979 年の中越戦争以来、本格的な国家間戦争は起こってこなかった。小規模の戦闘では 2011 年のタイ・カンボジア間のプレアビヒア寺院周辺の領有権をめぐる紛争が挙げられるが、それ以前となると 1988 年になる。このような傾向は「東アジアの長い平和」と呼ばれている (Kivimaki 2014)。

そうは言っても第二に、この地域が政治的対立と無縁なわけではない。むしろ冷戦構造を引き継いでいるという意味でも火種を抱えた地域である。つまり、台湾海峡をめぐる対立と朝鮮半島である。加えて、日中・日韓・南シナ海では領土紛争が継続しており、特に日中・日韓においては歴史的経緯も踏まえたナショナリズムに基づく対立が根深い。軍事費においても増加傾向が見られる。

第三に、経済的相互依存は、特にアジア通貨危機以降は進化してきた。これは域内の貿易でも投資でも生産ネットワークの構築でも言えることである (Goldstein and Mansfield 2012)。ただ、この点については時系列的には域内の経済相互依存は深まってきているが、他地域との比較（例えばヨーロッパ）においては、依然として域内経済の重要性は低いとは言えるかもしれない。

したがって、上記の理論的な先行研究を踏まえると、軸となる二つの仮説が立てられることになる。一つは、対立の火種があるにもかかわらず平和が実現されてきたのは経済的相互依存のおかげである、という議論である（経済的相互依存→平和）。この仮説の妥当性を探るには上記の二つのメカニズム（機会費用と信頼性のあるシグナル）

が実際に観察されるのかという点を経験的に検証する必要があるが、ここで一点指摘すべきは、「東アジアの長い平和」は基本的には経済要因ではなく、米国およびその同盟網の存在によって説明されることが多いという点である (Pempel 2013)。

もう一つは、「東アジアの長い平和」が国境を越える経済活動を活発化させたのだ、という議論である (平和→経済的相互依存)。これ自体は恐らく妥当であるが (もし国家間戦争が起こっていれば域内貿易は減っていた)、問題は上記の二点目で述べた政治的対立が経済関係に負の影響を与えているように見えない、という点である。

これは日中関係において特に顕著であり、しばしば「政冷経熱」と呼ばれる。すなわち、日本と中国の政治的緊張は経済関係を頓挫させることはなかったように見えるということである (アームストロング 2016)。2001年から2006年の小泉政権期には首脳訪問が中断され、2005年には中国で大規模な反日デモが発生し、2010年には中国の漁船の船長が逮捕されたことから緊張が高まった。さらに、2012年の尖閣諸島国有化をきっかけに緊張はエスカレートし、大規模な反日デモが発生した。これらが果たして日中貿易を損なったのかという点は、本来ならばどの程度の貿易があったはずかという点を正確に推定しなければならぬために、実証的に示すことが難しい。実際、論争が存在する点でもある。ただ、日本企業にとって中国においてビジネスを行う際の懸念は、国際協力銀行の『わが国製造企業の海外事業展開に関する調査報告』の関連する年度の刊によると、社会的不安定というカントリーリスクではなく、人件費の向上が最大のものとなっていることは指摘しておきたい。

したがって、マクロなデータのレベルでは、貿易と安全保障の間にポジティブなフィードバック・ループがあるように見えるが、実態としては、両者はむしろ切れているのではないかと考えられる。

(2) 貿易制度と国際政治

次に、東アジアにおける貿易制度、特に各種 FTA と安全保障の関連を見ていきたい。上記の理論を基に、まずは安全保障要因が FTA の締結に影響を与えているか、という点を見てみたい。

東アジアにおける FTA は通貨危機以後、急激に増加した。その背景として、レイヴェンヒルは、①FTA への参加は政府主導であり自由化を推進しようとする企業などの非国家主体の意向が反映されたという性格は薄い (市場主導ではない)、②FTA の目的は経済的な利益ではなく主に政治外交上の利益である、という二点を上げ、FTA の増加は「政治的ドミノ」であると指摘している (Ravenhill 2010)。

では、具体的な事例としては、どのような形で FTA の締結と安全保障のリンケー

ジがあるだろうか。最も分かりやすいのが米国の FTA 戦略である。すなわち、米国は時に、同盟国との関係強化、その地域におけるプレゼンスの確保、米国の政策への支援／支持に対する報酬、といった政治的目的のために、対象国と FTA を締結してきた。これはレーガン政権時の 1985 年の米国－イスラエル FTA など冷戦終結以前からも見られるが、本格化したのは 9・11 以後のブッシュ政権においてである。ヨルダン (2000 年)、モロッコ (2004 年)、バーレーン (2004 年)、オマーン (2005 年) との FTA はこのような安全保障面の動機が主であるし、東アジアにおいてもシンガポール (2003 年)、オーストラリア (2004 年)、韓国 (2007 年) との FTA では、いずれにおいても安全保障要因が一定程度の重要性を占めている。これらはアフガニスタン・イラク戦争をはじめとする米国の対外政策への支持／支援に対する報酬という面や (この点において米国の対オーストラリアと対ニュージーランドの FTA 政策の差別化は興味深い)、中国が台頭する中、それに対抗して同盟関係を強化するとともに、東アジアに対する関与を深めるという意味合いがあった。実際、例えばシンガポールとは FTA 締結の直後の 2003 年 10 月に戦略的パートナーシップ協定を結ぶなど、経済面と軍事面の協定が足並みを揃えて進んだ。他方、これらの FTA は締結相手のシンガポールや韓国にとっても経済的な利益の他、米国の東アジアへの関与を固定化させる、中国とのバランスをとる、といった戦略的な目的があった。

このように 9・11 以後は、米国の貿易政策の「安全保障化」が顕著であるが、それ以外の国においても FTA と安全保障のリンクは指摘できる。具体的には、日豪経済連携協定 (2014 年) も中国への対抗という側面の他、同盟国同士の間関係を強化させようとする米国からの働きかけもあった (Capling 2008)。また、やはりこの場合も 2007 年に「安全保障協力に関する日豪共同宣言」が採択されており、FTA 交渉と安保協力が並行して進んでいる。

中国については、ASEAN との FTA は安全保障面の目的が主であったことがしばしば指摘される。すなわち、中国から FTA を提案し、かつアーリーハーベスト条項など ASEAN 側が合意しやすい内容にしたことは、自身の平和的台頭を印象付けるためであったとされる。すなわち急速に国力を増大させ、南シナ海という火種も抱える中国が、ASEAN 諸国に安心を供与するための手段が ASEAN 中国 FTA であった、というわけである。これはほぼ同時期の 2002 年に、南シナ海問題において、ASEAN との間で「南シナ海における関係諸国行動宣言」(DOC)に合意したこととも符合する。

このように「安全保障→PTA の締結」については当てはまるものもあるが、それでも東アジアにおける貿易量や PTA と安全保障要因の連関については慎重になる必要

がある。例えば逆の因果、つまり PTA 構成国同士に平和創出効果がもたらされるといふ「PTA→平和」については、現在のところは直接的な証拠はない。少なくとも、地域貿易協定に安全保障上の内容が盛り込まれるといったことや、そこでの定期会合が対立のエスカレートを防ぐといったことは見られない。前項で述べたことともつながるが、東アジアにおいては、経済協力と政治協力との関係が切れているように見える。例えば、第二次大戦後のヨーロッパにおいては、政治安全保障協力と経済協力は互いに補強しあいながら進展してきた。それに対し、アフリカや中米は政治的な対立によって経済協力が進展しないという意味で、政治的対立が経済協力の足を引っ張ってきた。それに対し、東アジアでは両者は切断されている。ただ、貿易自由化のための機構である APEC でテロ対策が行われるようになるなど、「安全保障」の意味を非伝統的安全保障に広げれば、制度面でのつながりを見て取ることはできる。

最後に、メガ FTA、具体的には TPP について述べたい。現在のところ、政治・安全保障戦略と TPP を明確に位置づけているのは米国である。オバマ政権はしばしば TPP は経済と安全保障の両面において中国に対するバランスに寄与するとしてきた。例えば、カーター国防長官は 2015 年 4 月のスピーチで「あなたたちは国防長官からこのことを聞くと予想していなかったかもしれない。しかし我々の広い意味でのリバランス政策においては、TPP を可決することはもう一台航空母艦を（アジアに）配置することと同じぐらい重要なのだ」と述べた。米国以外では、日本においてが 2011 年に TPP についての意識調査（と TPP への姿勢を規定する要因を順序ロジットによって分析したもの）が行われており、そこでは中国への日本の影響力が強いと感じている人ほど TPP に賛成するという結果が出ている（久米・河野 2011）。ここから、個人レベルでの選好において、中国脅威論が TPP 参加を促しているということが分かる。

おわりに：理論から見た東アジア

第二節で整理した理論的見地から見たとき、東アジアはどのような特徴を持っていると言えるだろうか。日中間の「政冷経熱」に代表されるように、貿易と安全保障の関係性が切れている、というのが東アジアの基本的な特徴ということにはなる。ただ、FTA については、米国や日本の振る舞いは「同盟国同士が FTA を形成しやすい」という理論的見地と合致するものであり、中国の ASEAN への FTA の提案は「国際関係を安定化させるための装置としてむしろ潜在的敵対国と FTA を形成する」という理論的見地と合致するところがあると言える。いずれにせよ、安全保障要因とされる

もののほとんどは「中国の台頭」と関わっていることは抑えておかねばならない。今後はどの程度安全保障要因が貿易政策を規定しているのか、という重要性、より平易に言えば「程度問題」を具体的な政策決定過程の事例分析から明らかにすることが重要であると考ええる。

参考文献

久米郁男、河野勝「経済教室—TPP 巡る政治対立の構図」『日本経済新聞』（2011 年 12 月 22 日）。

シロウ・アームストロング (2014) 「経済が政治に先行し続ける日中関係」『国際問題』 634 号、14—24 頁。

Aydin, A. (2010) “The Deterrent Effects of Economic Integration”, *Journal of Peace Research* 47(5), 523-533.

Barbieri, K (2002) *The Liberal Illusion: Does Trade Promote Peace?* (Ann Arbor: University of Michigan Press)

Capling, Ann (2008) “Preferential Trade Agreements as Instruments of Foreign Policy: an Australia-Japan Free Trade Agreement and Its Implications for the Asia Pacific Region”, *Pacific Review* 21(1), 27-43.

Glick, R. and A. M. Taylor (2010) “Collateral Damage: Trade Disruption and the Economic Impact of War”, *The Review of Economics and Statistics* 92(1), 102-127.

Gowa, J. and E. Mansfield (1993) “Power Politics and International Trade”, *American Political Science Review* 87(2), 408-420.

Hadijiyiannis, C., M. S. Heracleous, C. Tabakis (2016) “Regionalism and Conflict: Peace Creation and Peace Diversion”, *Journal of International Economics* 102, 141-159.

Hegre, H., J. R. Oneal, et al. (2010) “Trade Does Promote Peace: New Simultaneous Estimates of the Reciprocal Effects of Trade and Conflict”, *Journal of Peace Research* 47(6), 763-774.

Kim, S. Y., E. D. Mansfield, and H. V. Milner (2016) "Regional Trade Governance", in T. A. Borzel and T. Risse (eds) *The Oxford Handbook of Comparative Regionalism* (Oxford: Oxford University Press)

Kivimaki, Timo (2014) *The Long Peace of East Asia*, Ashgate.

Pempel, T. J. (2013) "Introduction: The Economic-Security Nexus in Northeast Asia", in T. J. Pempel (ed) *The Economy-Security Nexus in Northeast Asia* (Routledge).

Pollins, B. M. (1989) "Conflict, Cooperation, and Commerce: The Effect of International Political Interaction on Bilateral Trade Flows", *American Journal of Political Science* 33(3), 737-761.

Mansfield, E. and J. C. Pevehouse (2000) "Trade Blocs, Trade Flows, and International Conflict", *International Organization* 54(4), 775-808.

Ravenhill, John (2010) "The 'New East Asia Regionalism'?: A Political Domino Effect", *Review of International Political Economy*, 17(2), 178-208.

Seitz, M. and A. Tarasav, and R. Zakharenko (2015) "Trade Costs, Conflicts, and Defense Spending", *Journal of International Economics* 95, 305-318.

Vicard, V. (2012) "Trade, Conflict, and Political Integration: Explaining the Heterogeneity of Regional Trade Agreements", *European Economic Review* 56, 54-71.

第5章 蔡英文海洋政権の登場と台湾通商貿易政策の行方

陳 永峰 (台湾・東海大学)

1. 「多重植民地化」された台湾

マックス・ウェーバーが、18世紀のヨーロッパに資本主義を成立させ発展させた原動力は、技術の進歩でも商業の発達でも資本の蓄積でもモダンの制度でもなく、資本主義のエートスであると考え、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』を著した。ウェーバーの言う資本主義のエートスは、プロテスタントの宗教倫理たる世俗内禁欲に由来する。禁欲的プロテスタンティズムがあるがゆえに、欧米ではプレモダンの商業からきっぱりと決別してモダン資本主義をスタートさせることができたというのである。いわば、資本主義のエートスとは、資本主義に魂を吹き込む神の息のようなものなのである。もちろん資本主義だけではない。およそモダンのものすべてにおいて、それを我が物とするには、モダンのエートスが不可欠なのである。

しかし、他力、すなわち「多重植民地化」によって近代化への道りを突き進んだ台湾には、もとよりそうしたモダンの前提条件は存在しなかった。同時に、自分たちの「国民=Nation」、「国家=State」がどのような姿をしているのか、自分たちの社会がいかなる規範に支えられているのか、自覚する余裕もなかった。己の姿に無自覚のまま、相手の姿を知ることもなく、近代台湾は日本人や中国人や米国人等を通じて近代化を取り入れ、百年以上、自己説明ができないまま擬似モダン社会を生きてきた。

日本人は自らをよく「海洋国家」、「通商貿易国家」と呼ぶ。地政学的に言うと、台湾も日本と同じく島国で、同じく貿易立国でないといけな。しかし、台湾人は、自分たちがどのような国家であるか、あるいはどのようなタイプの国家であるかについては、あまり関心がない。そもそも自分を説明しようとすることもあまりない。

この点は、日本が明治以来ずっと自分を説明しようとしてきたこととは大きく異なる。

通常、自分を説明するのはアイデンティティを確認するためである。自分を説明するのは、自己アイデンティティを確立するためである。しかし、台湾人は、説明が難しい世界に住んでおり、自分を説明することはあまりない。あるいは次のようにも言える。我々は「伝統が創造されていない」国に住んでいるので、自分のことを説明する術を持たないのである。さらにはこう言うことすらできる。台湾を形作ってきた歴

史の動因は、台湾人の性格も作り上げた。つまり、台湾の歴史には常にプラスとマイナス、陰と陽が混在してきたため、性格も二重人格になってしまったのである。

例を挙げよう。1895年、中華帝国の清王朝は日清戦争に敗れた。しかし台湾は、これを機に前近代国家である清国から離れ、日本帝国主義が牽引する近代化の列車に乗り込んだ。

1945年、日本帝国主義が崩壊した。しかし、日本帝国に属していた台湾は、一瞬たりとも敗戦国になることなく、一夜のうちに世界の5大国の一員に登り詰めた。次に来るのは1949年の歴史的ターニング・ポイントである。国民党（中華民国政府）が中国内戦（国共内戦）に敗れ、台湾への事実上の遷都を余儀なくされた。これにより台湾は共産主義の世界から遠く離れ、西側の市場、特に新興帝国米国に依存することによって、輸出志向の高度経済成長をほぼ完璧に達成することができたのである。

1989年以後、東西冷戦が終結し、中国は改革開放を加速させた。台湾と台湾人はまたすぐに過去を忘れ、過去の束縛から脱した。本土化の名の下、西欧型国民国家の建設というプロセスを一足飛びにして、後戻りすることのない民主化を実現した。しかも、確かに2008年まで国家の政策としては台頭する中国との具体的な結合を拒否してきたとはいえ、実際には誰が政権を握ろうとも、また政府の政策がいかなるものであろうとも、我々は先祖代々伝わる台湾人特有の「商人的性格」に恥じることなく、中国経済の台頭を巧みに利用して、世界の新しい成長センターに易々と入り込んでしまった。

しかし、この歴史的な二重構造が作り出した「歴史の跳躍」は、近代の台湾が国民国家の建設に失敗する原因にもなった。一民族・一文化・一国家という「族＝国〔民族＝国家〕」への渴望が達成される可能性すらない中でも、台湾はまたもや歴史の女神の特別な配慮によって、不思議なことに民主主義の果実を得ることができた。しかしこれは、ヨーロッパ史の教科書が教える歴史のプロセスとはまったく異なる発展経路であり、そのため台湾の民主主義は今に至るまでなかなか深化しないのである。

こうした特徴は、中国が力強く急速な「世界史的復権」を遂げる潮流の中で、さらに顕著となっている。

したがって台湾は、近代国家の「一民族・一文化・一国家」という時代遅れの「族＝国主義」の虚構から抜け出さない限り、いつまでも苦しみ続けるだろう。E・ゲルナーの言う「族＝国」創造の苦しみは、いかなる「族＝国」主義も経験するものなのだから。ただし、これは血を流さない民主化あるいは安上がりの民主化が、長期にわたって払い続けなくてはならない代価でもあり、2000年以降三度の政権交代を経ても、

まだ解決できないのである。

2. トランプ政権発足と台湾通商貿易政策の行方

台湾の総統に 2016 年 5 月に就任した民主進歩党（以下、民進党）の蔡英文は就任演説で「環太平洋経済連携協定（TPP）へ加入を推進する」と表明したが、2017 年 1 月の米国トランプ大統領の誕生によって、台湾の TPP 加入の可能性は事実上なくなってしまう。

米国でトランプ大統領が実現したのはポピュリズムと言ってもいいかもしれない。しかし、米国におけるポピュリズムとは政治問題ではなく、経済問題だ。要するに、グローバル経済で取り残された人たちの反動だったと言えるのではないか。

「新たな覇権国家の台頭と、対する既存の覇権国の懸念や対抗心が戦争を不可避にする」と断言したのは古代ギリシャ歴史家トゥキュディデスである。

この、いわゆる「トゥキュディデスの罠」(The Thucydides Trap) を長年研究するハーバード大学のグラハム・アリソン教授によれば、過去 500 年の歴史の中で、台頭する大国が既存の大国に挑戦した場合、16 ケース中、12 ケースで戦争になったという。

トランプ新大統領が誕生した米国と、2017 年秋に一度の党大会を控え、ますます権力闘争が激化する中国は、「トゥキュディデスの罠」を回避できるか。言うまでもなく、台湾政治・経済にとっての最大の地政学的リスクである。

まずトランプ氏に驚かされたのは、2016 年 12 月 2 日に行われた、台湾の蔡英文総統との電話会談であった。当時はまだ正式就任前であったが、米国大統領あるいは大統領当選者が台湾総統と直接会話をしたのは、米国が台湾と断交した 1979 年以来、初めての出来事であった。さらにトランプ氏は、中国と台湾は不可分の領土と中国が主張する「一つの中国」の原則に縛られない考えを再三にわたって示唆している。トランプ氏は政治の素人で、深く考えていないからではないかとの声もあるが、相当綿密に考えた上の行動かもしれない。

トランプ氏と蔡英文総統の電話会談について、中国は台湾に非常にきついコメントをしたが、米国に対しては驚くほど無難なコメントにとどめた。つまり今はまだ様子見の段階であるのだろう。ただ、いずれにしても、中国と米国はコリジョンコースにあることは間違いない。

トランプ政権の人事では特に通商面で対中強硬論者の任用が目立つ。通商政策の司令塔となる新設の国家通商会議（NTC: National Trade Council、国家安全保障会議

と連携し、経済・安保の両面から国家戦略を形作る機関)の議長に指名されたピーター・ナヴァロ (Peter Navarro) 氏は、中国を強く非難してきた人物でも知られている。USTR (米国通商代表部) 代表のロバート・ライトハイザー (Robert Lighthizer) 氏も然りである。政治的に先手をとる一連の行動とともに、こうした人事から透けて見えるのは、恐らくトランプ氏の「ディール (取引) 人間」の性質であろう。良い取り引きへ出来れば、中国と手を打つ可能性がないとは言えないだろう。その時に台湾の利益は考慮しない可能性もありうる。

現在、習近平国家主席はかなり難しい立場に立っている。2017年の秋には第19回共産党大会があるため、習氏は党大会までに国内の権力基盤を固めたい。習氏の年頭の挨拶で注目されたのは、「領土主権と海洋権益に関していかなる言いがかりをつけようとしても、中国人民は決して認めない」という一節であった。それは、まさにトランプ氏に対して、「核心的利益である台湾にちょっかいを出すなら、絶対に許さないぞ」といっているようだ。2016年末から年明けの1月にかけて、中国の空母「遼寧」が宮古海峡を通過して西太平洋に進出、台湾本島をぐるりと一周した形で山東省青島に帰還した。これは米国、台湾、日本に対する牽制の可能性がある。

台湾の馬英九・前政権は中国との経済交流を進めたが、中国景気の減速や域内産業の競争力低下が響き、台湾経済は深刻な不振に陥っている。8年ぶりに政権をとった民進党は台湾独立志向を持っており、元来、TPPなど広域の経済連携に参加し、中国市場への過度な依存からの脱却を目指している。前政権の国民党政権もTPP参加を検討していたが、中国との関係を重視していたため、具体化は遅れている。

蔡英文氏は「単一の市場に依存する状況から決別しなければならない。」と強調している。就任演説で中国に政治対話を呼び掛ける一方で、経済では中国に過度に依存する現状の打開を目指す政権の基本姿勢を明確にした。東南アジアやインドなどと関係を強化する「新南向政策」を推進するとも表明した。南シナ海や東シナ海では周辺国と領有権争い抱えているが、蔡氏は「争いを棚上げし、共同で (資源などの) 開発を進める」と呼び掛けた。

2016年1月16日の総統 (=大統領)・立法委員 (=国会議員) 同日選は蔡英文・民進党の圧勝に終わった。同日に実施された立法委員選でも民進党は40議席から68議席にまで躍進した。選挙協力をした2015年3月の「ヒマワリ学生運動」から生まれた新党「時代力量」(5議席)と合わせれば立法院(定数113議席)で圧倒的多数となり、政権基盤は盤石になる。

総統選において国民党大敗の原因は、馬英九政権の政治運営の失敗に尽きる。何よ

り、2012年からの2期目以降、急激に対中傾斜に走る馬氏の運営方針が、多くの台湾の有権者の反感を招いたことは言わずもがなである。

選挙戦最終日の1月15日夜、台湾のテレビやネット上で、ある映像が流れた。韓国の女性アイドルグループ「TWICE」に所属する台湾人の周子瑜さん（16歳）が謝罪文を読み上げる動画だ。

「中国は一つしかなく、兩岸（中台）は一体です。私は中国人であることを誇りに思います。本当に申し訳ありませんでした」。表情はこわばり、顔色は青ざめていた。

きっかけは、韓国のテレビ番組で「中華民国」の「国旗」の小旗を振ったことである。メンバー9人の中には日本人も3人おり、片手には日章旗。もう一方の手には周さんを含む全員が韓国旗を持ち、演出であることは明らかだった。だが、周さんが中国で「台湾独立派」だと批判されると、所属会社は「中国のファン」に謝罪し、周さんの中国での活動中止を発表した。翌1月16日の台湾メディアはこの話題を繰り返す報道。投票日の直前に勃発したこの騒動が、台湾人のナショナリズムを刺激したことは想像に難くない。

なお、2015年11月に突如、シンガポールで開催された史上初の台中トップ会談（馬英九氏対習近平氏）も国民党にとっては明らかに逆効果であった。国民党の朱立倫候補は台中関係の安定をアピールしたが、経済面における緊密化の恩恵を受けているのは極少数の資本家・富裕層だけであるとの批判の声が多く聞かれた。人口2,300万人の台湾と人口13億の中国との間で無制限の人的、物的交流が始まれば、気づかぬうちに経済的のみならず、政治的にも中国が台湾を「吸収合併」することになるだろう。

それらに危機感を覚えて怒りの狼煙を上げたのが、台湾の若者たちだった。生まれた時から「自由と民主主義」を体感してきた彼らには、いくら札束で頬を叩いても通用しない。台中間の「海峽兩岸サービス貿易協定」に反発して彼らが起こした「ヒマワリ学生運動」は、2014年11月の統一地方選、そして今回の総統選と立法委員選における国民党の敗北を誘発させたに違いない。

伝統的に中国（大陸国家）に対する距離を保つ民進党は、日米（海洋国家）との関係強化を重視している。蔡英文「親海遠陸」政権の誕生で台日関係の深化も大いに期待できる。

日本でも岸田文雄外務大臣が「台湾総統選挙の結果について」と題する「外務大臣談話」を發し、その中で、台湾を「我が国（日本）にとって、基本的な価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する重要なパートナーであり、大切な友人」とし、

「政府としては、台湾との関係を非政府間の実務関係として維持していくとの立場を踏まえ、日台間の協力と交流の更なる深化を図っていく」と強調した。

要するに、民主主義を尊重する姿勢を示さない巨大な中国と向き合う蔡英文氏の目指すのが、日本や米国など「理念の近い民主国家」との連携強化だ。中国への経済依存度を下げるためにも、日米との経済連携の強化が優先課題となる。

3. 「海洋中華世界」としての台湾

歴史社会学の観点から台湾経済や台湾社会の特色を考えるならば、国民の「商人的性格」はその代表的な特色だと言える。これはとくに、同じく東アジアの儒教圏・漢字圏に属する韓国、北朝鮮と比較すると顕著になる。戦後における台湾経済の高度成長の主役が〔韓国のように〕政府・大企業ではなく、民間の中小・家族企業であったことは疑う余地がない。

また、台湾企業の旺盛な行動力や、輸出主導の発展モデルも、台湾の中小企業の商人的性格と関連づけて理解されることが多い。さらに、企業形態としては大企業に分類される規模の企業であっても、やはり前近代的な家族経営の手法である（例えば、台湾プラスチック、長栄〔エバー〕、中信〔チャイナトラスト〕などのグループ企業）。たとえ株式上場を果たしていても、企業の中核は創業者一族が支配している。つまり、いまだ所有権と経営権が未分離の前近代的な状況にあるのである。

しかし、ここで議論したいのは、このような前近代的な企業形態のことではない。ここでは、この企業形態に潜む、台湾企業の一般的な行動様式を抽出したい。換言するならば、それこそが「経営者の性格」、もしくは「経営者の文化」と呼ばれるものである。

紙幅の関係上、この重要な問題をこれ以上論じることはできないのだが、結論だけ示しておこう。高度な「経営者商人的性格」というものが、この問題における解答である。もっとはっきり言えば、これこそが「台湾人の商人的性格」である。そしてこのような「台湾人の商人的性格」は、台湾へ移民を送り出した福建や広東の地方文化と深く関連しているのである。

日本留学の先達・涂照彦と劉進慶の植民地時代台湾と戦後台湾の経済史における傑出した業績に基づくならば、戦後初期の台湾経済の再建において、農民と農村が最も重要な役割を果たしていたことはほぼ間違いない。これは戦後韓国の状況と比較すると全く異なっている。その要因の一つは、台湾農村は日本によって統治される以前から、すでに商品経済の状態に達していたことである。20世紀前半、日本の統治下で米

や砂糖のモノカルチャー型植民地農業が行われ、経済的搾取を受けていたことは確かであるが、幸いにもそのお蔭で、すでに基礎ができあがっていた「商業的農業」という性質が、よりいっそう深まったのである。これによって、戦後の台湾は農産物と農業加工品の輸出で外貨を急速に蓄積し、これが戦後復興時代の台湾経済の命脈を握る最重要部門となったのである。

このことから分かるように、台湾農民は経済状況の変化に適応する柔軟性を持っていた。またこの柔軟性や商品経済に対する親近感が、その背後に潜む「商人的性格」からきていることは間違いないだろう。そしてこれらと華人経済の前近代および近代化の過程において顕著に表れる商業的な性格とは、密接な関係がある。

上記の議論をより大胆に進めてみよう。中国・台湾・香港・マカオ・シンガポール・東南アジア華人社会で構成される「世界単位」を「中華世界」と呼ぶならば、中国大陆を「大陸中華世界」、台湾・香港・マカオ・シンガポール・東南アジア華人社会を「海洋中華世界」と呼ぶことが出来る。

周知のように、鄧小平が世界史の舞台に登場して以後30年余りの中国の発展とは、一貫して「海洋中華世界」から「大陸中華世界」への方向の働きかけであった。このことが巨大な推進力となったことは疑いない。しかし近年、中国の改革・開放政策が実施されて30年も経つと、「大陸中華世界」が世界史に回帰する傾向がますます鮮明になってきた。「中国台頭」は東アジアの現代史、さらには世界の現代史においても、最も重要なテーマとなっている。かつてとは逆に、「大陸中華世界」から「海洋中華世界」への働きかけが、無視できなくなりつつある。

経済規模を考えれば、台湾が「海洋中華世界」を論じる際に最も重要な構成要素である点は疑いない。

台湾が位置するのは、「大陸中華世界」の東南、東北アジアの西南、東南アジアの東北である。したがって自然地理学上の三つの大きな「世界単位」を股にかけていると言えるが、逆に三つの大きな「世界単位」の辺境にあるとも言える。

地政学的に見ると、台湾の東部（花蓮、台東）は、100年余り前の清代までは漢民族の東方拡大の境界線であった。また、70余年前までは、「大日本帝国」が台湾をその公式帝国の最南端に位置づけていた。「世界単位」の辺境におけるこの交錯は、多元的な世界観から見た台湾の「風土性」を形成する要因となった。

日本の東南アジア研究者である白石隆は、東アジア（東北アジアと東南アジアを含む広義）の歴史は常に「海のアジア」と「陸のアジア」が相互に影響し合い、相互に作用し合う中で発展してきたと述べている。「海のアジア」とは外に開かれたアジアで

あり、また貿易ネットワークで結ばれた資本主義的なアジアである。「陸のアジア」とは、内に向かって発展するアジアであり、郷紳（中国の明清時代、農村の地主として有力になった階層）と農民を中心とする農本主義的なアジアである。「陸のアジア」の典型はもちろんユーラシア大陸東部を占めてきた歴代の中華王朝であり、一方「海のアジア」は近代に至り大英帝国の「自由貿易帝国主義」と戦後の「パクス・アメリカーナ」によって具体的な輪郭が与えられた。

換言すれば、マクロな歴史から見ると、台湾の歴史はまさに東（大陸的・内向的・政治的）と西（海洋的・開放的・経済的）の歴史の二大潮流の交差点に位置し、絶えず双方に巻きこまれてきた。これは日本の地政学的な位置と全く同じである。もちろんそのために、台湾と日本は東（洋）でありながら東（洋）ではない（または西でありながら西ではない）という歴史のジレンマに直面してきたのである。

4. 「大転換」の東アジア

いま現在、世界は地殻変動のまっただ中にある。いうまでもなく、欧州＝米国の弱体化および中国の台頭である。2011年以降、中国はGDPで日本を抜き、世界第二の経済大国へと踊り出た。こうした動きの背景にあるのは経済グローバル化の深化、拡大である。世界を股にかけて活躍する多国籍企業は、改革開放以後の中国の経済発展で決定的な役割を演じている。それを目撃してインドもまた世界経済に門戸を開き、長年の停滞から脱し、力強く発展する兆しを見せ始めてきた。

こうした動きの結果、過去2世紀余りにわたる欧州＝米国の世界支配の時代は黄昏を迎え、世界の重心は、大きくアジアへと振れ始めている。大航海時代に欧州各国の船がアジアへと向かったとき、ムガル帝国、明、清帝国がアジアに君臨し、マラッカ王国が急速に台頭する一方、日本もまた安土桃山時代を経て徳川幕藩体制初期の時代にさしかかっていた。しかしその後、これらの地域の大半は次々と欧州の植民地、半植民地となり、アジアの政治経済の実権を握るようになったのは欧州である。第二次世界大戦後、アジアの各国は植民地支配から脱して独立を達成したものの、その経済状況は必ずしも良好ではなかった。そうしたなか、まず日本が高度経済成長を達成し、続いて韓国、台湾、さらに中国、インドが台頭し、それに刺激されて他のアジア諸国が発展しつつある今日、アジアを巡る状況は、大きく変化した。それはアジアの自己回復運動とも目されるべきものであり、大航海時代に欧州人が目撃したアジアに類似する状況の再来である。もはやアジアは歴史の客体ではなくて、欧州＝米国と肩を並べる主体であり、さらに欧州＝米国の凌駕する兆しを見せ始めてきたのである。

こうした力の地滑り的变化には、しかしながら世界秩序を根底から動揺させかねない契機が秘められている。それは覇権国と台頭する国々との間に生起する対立であり、これまでから幾多の戦争を引き起こしてきた。16世紀の欧州に君臨していたのはハプスブルク帝国であったが、それに挑戦したのはフランスで、三〇年戦争での勝利がフランスを新たな覇権的地位へと押し上げた。18世紀には、それに対して英国が挑戦した。七年戦争、対ナポレオン戦争での英国の勝利がその分水嶺である。以後ドイツ、ソ連が挑戦者となるが、これらは第二の三〇年戦争と言われた両世界大戦、そして冷戦の背景をなしている。もとより20世紀後半の覇権国は英国ではなく米国である。この覇権の移行は、もともとと同じ民族ということもあって平和裡に進行したが、しかし両国が必ずしも歩調をあわせてこなかったのは、衆目の一致するところであろう。

こうした対立、争いが生ずるのは、国際秩序が覇権国に好都合なように形成されているからである。またそこには覇権国の威信、台頭する国家の権勢欲も少なからず投影されていたことであろう。しかもいま現在進行しつつある力のバランスの地滑り的变化は、欧州世界内部の動きではなくて、欧州の覇権に対する外部世界の挑戦である。この意味でサミュエル・ハンティントンの「文明の衝突」論は、現代世界の一面を抉り出したものにほかならない。しかし、文明は衝突すると同時に交流するものであり、広く世界史を概観するとき、衝突ではなく交流こそがより優勢である。また、これまで欧州対アジアの文脈で論じてきたが、アジアは必ずしも一体でない。それどころか、ありのままの現実を直視すると、アジア内部でこそ、対立はより鮮明である。とくに急速に台頭する中国は、その周辺諸国の安全保障に深刻な脅威を与えるようになってきた。

もっともアジア諸国をつなぎとめるにあたって、これら諸国間で盛んに行われている経済交流が重要な役割を果たしている。そして経済交流には平和を育む契機が秘められているものの、経済だけでは平和を保証する十分条件ではない。げんに米中間の経済交流が増大し続けている一方で、米国が中国の軍事力増強を睨んで、太平洋へとその戦力をシフトしつつあるのが何よりの証左である。したがってアジア諸国間での紛争を防止するためには、粘り強い外交努力が必要とされている。また経済に加えて民間レベルでの様々な交流も相互理解を培う上で不可欠であろう。

かつてヘンリー・キッシンジャーはアジアを目して、古典的な権力外交が展開されている地域と診断した。事実、アジアは経済発展で他を圧しているが、軍事費の増加でも世界で突出した地域である。しかもバランス・オブ・パワー（勢力均衡）には、力なるものを測定する際に不確実性がつきまとう以上、それだけでは平和を確保する

には充分でない。この意味で国家を超えた地域共同体の構築は一つの方策であろうが、いま現在の状況を虚心に眺めるとき、簡単に実現するとは思えない。しかしながら、そうした方向性の努力は今後とも粘り強く続けていく必要がある。それはアジア諸国間の紛争を防止し、この地域に平和を確保する上で、不可欠である。しかもアジア地域の重要性が高まりつつある現在、それはまた世界平和の確保に資することとなるであろう。

文明の交流を阻むものは砂漠でもなければ海洋でもなく、人間であると断じたのは、モンゴル史の権威、故岩村忍京都大学名誉教授である。この格言は、経済的な相互交流が日増しに盛んになる昨今、ますます重みを増しているように思われる。人間相互間の理解を欠くとき、経済交流には逆に対立を醸成する契機が秘められていることは、これまた歴史の示すところである。

参考文献

マックス・ウェーバー著、大塚久雄訳（1989）『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波書店。

エリック・ホブズボウム、テレンス・レンジャー編著、前川啓示他訳『創られた伝統』紀伊國屋書店、1992。

Ernest Gellner, *Plough, Sword and Book*, The University of Chicago Press, 1988.

涂照彦（1975）『日本帝国主義下の台湾』東京大学出版会。

劉進慶（1975）『戦後台湾経済分析』東京大学出版会。

白石隆（2000）『海の帝国—アジアをどう考えるか—』中央公論新社。

サミュエル・ハンティントン著、鈴木主税訳（1998）『文明の衝突』集英社。

徐興慶・陳永峰編著（2012）『転換中のEUと「東アジア共同体」—台湾から世界を考える—』台湾大学出版センター。

第6章 TPPと東アジア経済統合

—ASEANを中心にして：トランプ大統領就任の影響も含めて—

清水一史（九州大学）

はじめに

2015年10月には環太平洋経済連携協定（TPP）が大筋合意された。また2016年2月には全参加国によって署名された。TPPはアジア太平洋地域の12カ国によるメガFTAであり、TPPの交渉進展と大筋合意は、ASEANと東アジアの経済統合の実現に大きな影響を与えてきた。

東アジアではASEANが経済統合を牽引してきた。ASEANは1967年に設立され、2017年、設立50周年を迎える。1976年から域内経済協力を開始し、1992年からはASEAN自由貿易地域（AFTA）を推進し、2003年からはASEAN経済共同体（AEC）の実現を目指してきた。AECは、2003年の「第二ASEAN協和宣言」で打ち出された、ASEAN単一市場・生産基地を構築する構想である。2015年12月には遂にAECを創設し、更に新たなAECの目標（「AEC2025」）に向けて経済統合を深化させようとしている。

ASEANは、東アジアの地域協力とFTAにおいても中心となってきた。ASEAN+3やASEAN+6などの重層的な協力の中心は、ASEANであった。またASEANを軸としたASEAN+1の自由貿易協定（FTA）も確立されてきた。そして2008年からの世界金融危機後の構造変化の中で、TPPが大きな意味を持ち始め、ASEANと東アジアの経済統合の実現に大きな影響を与えてきた。TPPには、ASEAN加盟国でP4の時代から参加しているシンガポールとブルネイに加えて、2010年からはベトナムとマレーシアが参加している。TPP大筋合意と署名は、更にASEAN経済統合とASEAN各国経済に大きな影響を与えてきた。

しかし、トランプ氏の米国大統領選挙当選と大統領就任は、ASEAN経済統合とASEAN各国に、今度は逆の大きな影響を与える可能性がある。またTPPの行方は、ASEANが進める東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の進み方にも、負の影響を与える可能性がある。

本章では、TPPと東アジア経済統合を、ASEANを中心に考察する。TPPがASEAN経済統合にどのような影響を与えるか、またASEAN各国経済にもどのような影響を与えるかについて、更にトランプ氏当選以後の「トランプ・ショック」が、それらに

与える影響についても考察したい。

1. ASEAN 域内経済協力の AEC へ向けての展開と東アジア地域協力

東アジアでは、ASEAN が域内経済協力・経済統合の嚆矢であった。1967年に設立された ASEAN は、当初の政治協力に加え、1976年の第1回首脳会議と「ASEAN 協和宣言」より域内経済協力を開始した。1976年からの域内経済協力は、外資に対する制限のうえに企図された「集团的輸入代替重化学工業化戦略」によるものであったが挫折に終わりつた。しかし1987年の第3回首脳会議を転換点として、1985年9月のプラザ合意を契機とする世界経済の構造変化をもとに、「集团的な外資依存輸出指向型工業化戦略」へと転換した。

1991年から生じた ASEAN を取り巻く政治経済構造の歴史的諸変化、すなわちアジア冷戦構造の変化、中国の改革・開放に基づく急速な成長と対内直接投資の急増等から、更に域内経済協力の深化と拡大が進められ、1992年からは ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) が推進されてきた。そして冷戦構造の変化を契機に、1995年にはベトナムが、1997年にはラオスとミャンマーが、1999年にはカンボジアが加盟した。その後1997年のアジア経済危機以降の構造変化のもとで、ASEAN にとっては、更に協力・統合の深化が目標とされた。

2003年10月の第9回首脳会議における「第二 ASEAN 協和宣言」は、ASEAN 経済共同体 (AEC) の実現を打ち出した。AEC は、2020年までに物品 (財)・サービス・投資・熟練労働力の自由な移動に特徴付けられる単一市場・生産基地を構築する構想であった。2007年1月の第12回 ASEAN 首脳会議では、ASEAN 共同体創設を5年前倒しして2015年とすることが宣言され、2007年11月の第13回首脳会議では、AEC の2015年までのロードマップである「AEC ブループリント」が発出された。2010年11月には、「ASEAN 連結性マスタープラン」も出された。2010年1月には先行加盟6カ国で関税が撤廃され AFTA が完成した。先行6カ国では品目ベースで99.65%の関税が撤廃された。こうして ASEAN では、AFTA を核として、AEC の実現に着実に向かってきた。

また ASEAN は、ASEAN+3 や ASEAN+6 などの東アジアにおける地域協力においても中心となってきた。ASEAN と日本、ASEAN と中国、ASEAN と韓国のような5つの ASEAN+1 の FTA も、ASEAN を軸として確立されてきた。

2. 世界金融危機後の変化と TPP

2008年の世界金融危機後の構造変化は、ASEANと東アジアに大きな転換を迫ってきた。ASEANにとっては、AECの実現がより求められてきた。ASEANと東アジアは、他の地域に比較して世界金融危機からいち早く回復し、現在の世界経済における主要な生産基地と中間財市場とともに、主要な最終消費財市場になってきた。一方、世界金融危機後の米国においては、過剰消費と金融的蓄積に基づく内需型成長の転換が迫られ、輸出を重要な成長の手段とした。その主要な輸出目標は成長を続ける東アジアであり、オバマ前大統領は2010年1月に輸出倍増計画を打ち出し、アジア太平洋にまたがるTPPへの参加を表明した。

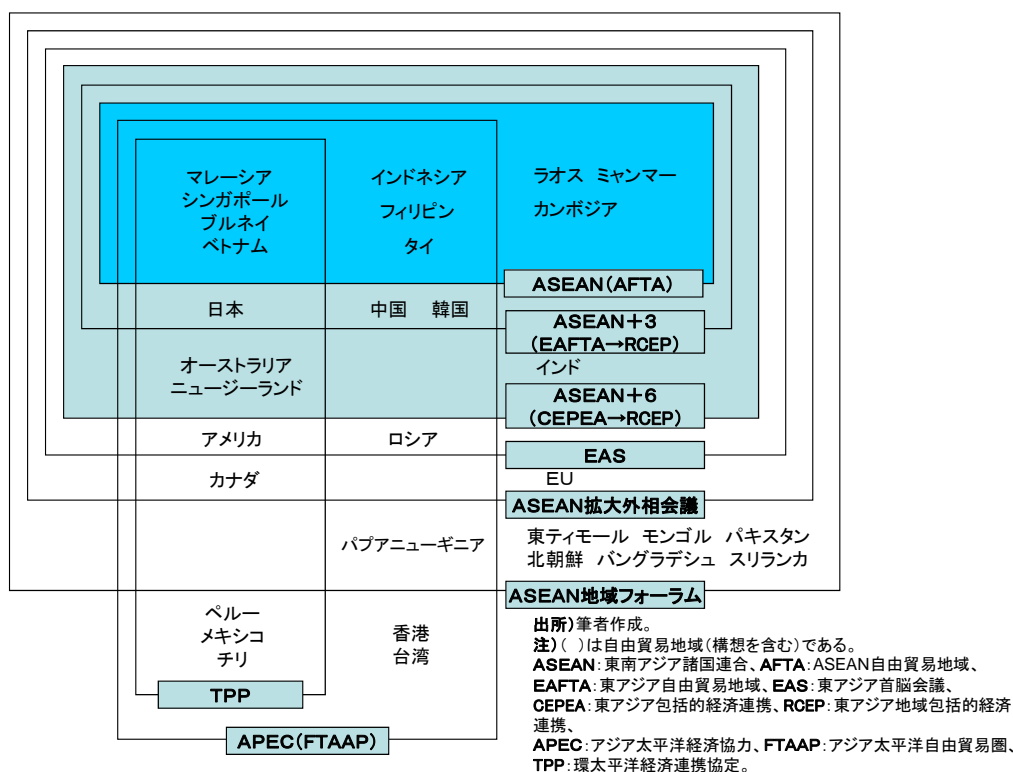


図6-1 ASEANを中心とする東アジアの地域協力枠組みと TPP

TPPは、2006年にP4として発効した当初はブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの4カ国によるFTAにすぎなかったが、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナムも加わり大きな意味を持つようになった。2010年3月に8カ国で交渉が開始され、10月にはマレーシアも交渉に加わった(図6-1)。TPPが米国をも加

えて確立しつつある中で、それまで日中が対立して停滞していた、東アジア全体の FTA も推進されることとなった。2011 年 8 月の ASEAN+6 経済閣僚会議において、日本と中国は、日本が推していた東アジア包括的経済連携（CEPEA）と中国が推していた東アジア自由貿易地域（EAFTA）を、区別なく進めることを共同提案したのである。

2011 年 11 月のハワイでの APEC に合わせて、日本は TPP 交渉参加へ向けて関係国と協議に入ることを表明した。そして同月の ASEAN 首脳会議では、ASEAN が、これまでの CEPEA と EAFTA、ASEAN+1 の FTA の延長に、ASEAN を中心とする新たな東アジアの FTA である RCEP を提案した。RCEP はその後、急速に交渉へ動きだした。

2013 年 3 月 15 日には日本が TPP 交渉参加を正式に表明し、東アジアの経済統合と FTA にインパクトを与えた。それまで停滞していた FTA 交渉が動き出し、3 月には日中韓 FTA へ向けた第 1 回交渉がソウルで開催され、5 月には RCEP 第 1 回交渉が行われた。7 月には第 18 回 TPP 交渉会合において日本が TPP 交渉に正式参加し、更にインパクトを与えた。

こうして世界金融危機後の変化は、ASEAN と東アジアの経済統合の実現を追い立てることとなった。世界金融危機後の米国の状況の変化は、対東アジア輸出の促進とともに、東アジア各国の TPP への参加を促した。更に米国を含めた TPP 構築の動きは、日本の TPP への接近につながり、AEC と東アジアの経済統合を加速させることとなったのである。

ただしその後 TPP 交渉会合が何回も開催されたが、2013 年においても 2014 年においても、交渉妥結には至らなかった。TPP 交渉主要国である日米協議において、日本は農産物の市場開放に、米国は自動車の市場開放に応じなかったからである。また競争、知的財産権などに関してはマレーシアやベトナムが米国と対立していた。しかしその後の日米協議の進展と 2015 年 6 月の米国の貿易促進権限（TPA）法案の可決が、TPP 妥結への道を開いた。

3. TPP 大筋合意と AEC の創設

(1) TPP 大筋合意

2015 年 10 月 5 日には、米国アトランタで開催された TPP 閣僚会議において、遂に TPP 協定が大筋合意された。2010 年 3 月に 8 カ国で交渉開始してから約 5 年半での合意であった。そして 2016 年 2 月 4 日には、ニュージーランドのオークランドに

において TPP 協定に署名された。

TPP は高い貿易自由化レベルを有することと、新たな通商ルールを含むことが特徴である。貿易の自由化率に関しては、TPP 参加の 12 カ国平均で、工業品では 99.9%、農林水産品では 97.1%が関税撤廃され、物品貿易が自由化される。また TPP は、従来の物品の貿易だけではなく、サービス貿易、投資、電子商取引、政府調達、国有企業、知的財産、労働、環境における新たなルール化を含んでいる。

TPP 協定は、第 1 章「冒頭の規定及び一般的定義」から第 30 章「最終規定」まで全 30 章から構成される。いくつか ASEAN に関係する点を述べておくと、「原産地規則」(第 3 章)では、「完全累積」を採用し、TPP 参加国で生産された部品は、付加価値基準を満たしていなくても全て付加価値に加算できる。AFTA の原産地規則よりも、付加価値の加算が容易な規則となっている。「原産地規則」では、「ヤーンフォワード・ルール」(①紡ぐ、②織る、③縫製の 3 工程を原則 TPP 締約国内において実施)も規定された。

「政府調達」(第 15 章)の規定は、内国民待遇、無差別待遇、公開入札、オフセットの禁止などが規定されている。シンガポール以外の ASEAN 参加国では初めての規定である。ただし第 4 節で述べるように、「政府調達」には、いくつかの例外が認められた。「国有企業」(第 17 章)の規定は、WTO やこれまでの FTA にない新たな規定であり、マレーシアやベトナム等に影響する。ただし、こちらも後述するようにいくつかの例外が認められた。

(2) AEC の創設

ASEAN は、着実に AEC の実現に向かい、2015 年 12 月 31 日には AEC を創設した。AEC では、関税の撤廃に関しては、AFTA とともにほぼ実現を果たした。AFTA は東アジアの FTA の先駆であるとともに、東アジアで最も自由化率の高い FTA である。先行加盟 6 カ国は、2010 年 1 月 1 日にはほぼすべての関税を撤廃した。2015 年 1 月 1 日には、新規加盟 4 カ国 (CLMV 諸国) の一部例外を除き、全加盟国で関税の撤廃が実現された (尚、CLMV 諸国においては、関税品目表の 7%までは 2018 年 1 月 1 日まで撤廃が猶予される)。ASEAN10 カ国全体での総品目数に占める関税撤廃品目の割合は 95.99%に拡大した。原産地規則の改良や自己証明制度の導入、税関業務の円滑化、ASEAN シングル・ウインドウ (ASW) ¹、基準認証等も進められた。

¹ ASEAN 加盟国内において、通関手続きを電子化し、一回の入力・送信で関係機関に対する申請・届け出を可能にするナショナルシングルウィンドウ (NSW) を実現させるとともに、各国において実現された NSW を相互に連携させ、ASEAN 域内での通関手続きに要する必要書類の記載内容の標準化、加盟国

サービス貿易の自由化、投資や資本の移動の自由化、熟練労働者の移動の自由化も徐々に進められている。また輸送プロジェクトやエネルギープロジェクト、知的財産権、経済格差の是正等、多くの取り組みもなされてきている。

2015年11月の首脳会議では、2025年に向けたASEAN統合のロードマップである『ASEAN2025』を採択し、新たなAECの目標（「AECブループリント2025」）を打ち出した。「AECブループリント2025」は、「A. 高度に統合され結合した経済」、「B. 競争力のある革新的でダイナミックなASEAN」、「C. 連結性強化と分野別統合」、「D. 強靱で包括的、人間本位・人間中心のASEAN」、「E. グローバルASEAN」の5つの柱を示した。ASEANは2025年に向けて、更にAECを深化させようとしている。

4. TPPとASEAN経済統合—トランプ氏当選以前と以後の状況—

(1) TPPのASEAN統合への影響—トランプ氏当選以前の状況—

TPPの行方は、ASEANと東アジアの経済統合にも大きく影響する。TPPのASEAN経済統合への影響をより詳しく考えてみよう。先ずトランプ氏当選以前の状況を見る。

第一に、TPPはASEAN経済統合を加速し、追い立ててきた。TPP交渉の進展に追い立てられながら、ASEANの経済統合は2015年末のAEC実現へ向けて着実に進められてきた。ASEANにとっては自身の統合の深化が不可欠であり、AECの深化が必須である。

第二に、TPPが東アジアの広域の経済統合の実現を追い立てることが、更にASEANの統合を追い立ててきた。ASEANにとっては、常に広域枠組みに埋没してしまう危険性がある。それゆえ、自らの経済統合を他に先駆けて進めなければならない。そして同時に東アジアの地域協力枠組みにおいてイニシアチブを確保しなければならない。

ASEANにおいては、域内経済協力が、その政策的特徴ゆえに、東アジアを含め、より広域の経済協力を求めてきた。ASEAN域内経済協力においては、発展のための資本の確保・市場の確保が常に不可欠であり、同時に、自らの協力・統合のための域外からの資金確保も肝要である。すなわち1987年からの集団的外資依存輸出指向工業化の側面を有している。そしてこれらの要因から、東アジア地域協力を含めた広域な制度の整備やFTAの整備は不可避である。しかし同時に、協力枠組みのより広域な制度化は、常に自らの存在を脅かす。それゆえに、東アジア地域協力の構築におけ

間の技術的仕様に係る格差解消、各国税関における運営マネジメント強化を通して、ASEAN域内共通のSWを実現。

るイニシアチブの確保と自らの協力・統合の深化が求められるのである。

TPP 確立への動きは、ASEAN による RCEP の提案をもたらし、これまで進展のなかった東アジアの広域 FTA の実現にも、大きな影響を与えた。ASEAN にとっては、東アジアの FTA の枠組みは、従来のように ASEAN プラス 1 の FTA が主要国との間に複数存在し、他の主要国は相互の FTA を結んでいない状態が理想であった。しかし、TPP 確立の動きとともに、日本と中国により東アジアの広域 FTA が進められる状況の中で、ASEAN の中心性（セントラリティー）を確保しながら東アジア FTA を推進するというセカンドベストを追及することとなったと言えよう。そしてこの RCEP 構築の動きも、ASEAN 経済統合の深化を迫ってきた。

第三に、TPP の規定が ASEAN 経済統合を更に深化させる可能性もある。たとえば、次節で述べるマレーシアやベトナムの政府調達や国営企業の例などである。現在、2015 年創設の AEC においては、政府調達の自由化は対象外であるが、マレーシアやベトナムは TPP で政府調達の自由化を求められており、TPP の自由化が AEC における政府調達の自由化を促進する可能性がある。原産地規則、原産地証明、通関手続き等に関する TPP の規則が、今後、AEC に影響する可能性も考えられた。

(2) TPP の ASEAN 統合への影響—トランプ氏就任以後の状況

しかし 2016 年 11 月 8 日のトランプ氏の大統領選挙当選後に、大きく状況が変化した。トランプ氏は、大統領当選以前から TPP からの撤退を述べてきたが、当選後の 11 月 21 日公表のビデオメッセージで、「就任初日に TPP 脱退を通告する」と明言した。

米国が TPP から脱退すると、TPP は発効できずに頓挫してしまう可能性が高い。その場合には、これまで述べてきたプラスの影響は、まさに逆になるであろう。TPP が ASEAN 経済統合に与える影響では、第一に、ASEAN 経済統合を追い立てる力が弱くなるであろう。2015 年に打ち出された「AEC2025」は、やや現実的な路線を採っていると言えるが、今後、「AEC2025」に新たな目標を追加する、あるいは「AEC2025」の目標の達成時期を 2025 年から前倒しして、AEC の深化を追い立てる力は弱くなるであろう。

第二に、TPP が RCEP 交渉を促す力が弱くなり、RCEP が AEC を追い立てる力も弱くなる。TPP 確立への動きが、EAFTA、CEPEA、ASEAN+1 の FTA 網の延長に、ASEAN による RCEP の提案をもたらし、これまで進展のなかった東アジアの広域 FTA の実現にも、大きな影響を与えたが、起点の TPP が停滞することにより、RCEP 交渉の進展も停滞する可能性が高い。ASEAN にとっては RCEP を推進する必要がある

るが、TPP の頓挫は、東アジア各国が RCEP を推進する圧力を減じるであろう。更に、RCEP を質の高い FTA とする圧力を減じてしまうであろう。これらは、日本にとっても大きなマイナスとなるであろう。

5. TPP と ASEAN 各国—トランプ氏当選以前と以後の状況—

(1) TPP の参加国への影響

TPP は ASEAN の参加各国に対しても大きな影響を与える。まずは、トランプ氏当選以前の状況を考えよう。参加各国は、TPP により自国市場の開放を迫られるが、自由貿易の利益や対米輸出が促進される大きな利益が見込まれる。対米輸出は、ASEAN 各国にとって依然大きい。そしてシンガポール以外の ASEAN 諸国にとって、TPP は米国との FTA 締結となる。また TPP 参加は、TPP 参加国のサプライチェーンに入る事を意味する。直接投資の増加や国内資源配分の効率化も考えられる。また、より早い段階で交渉に参加することは、ルール交渉で自国に有利な条件を引き出す効果があると考えられた。

しかし、大統領選でのトランプ氏当選後には、多くのプラスの効果は逆になる可能性が高くなった。以下、マレーシアとベトナムの例を見てみよう。

まず、マレーシアに関しては、米国の交渉参加が TPP への交渉参加を後押ししたと考えられた。マレーシアは、米国と二国間 FTA の交渉を進めていたが、政府調達の点において合意できず、交渉が中断してしまったため、米国との FTA 交渉を、TPP という多国間 FTA 交渉によって進めることとした。TPP への参加は米国との FTA 締結を意味し、米国向け輸出や TPP 参加国向け輸出が増加すると考えられた。対米の繊維製品の輸出が増加する可能性も大きいと期待された。更に TPP 参加国のサプライチェーン網に入ることによって、自国への投資の増加も期待された。原産地規則の「完全累積」ルールが、更に投資を促進する可能性も考えられた。またマレーシアでは、2014 年の対外直接投資残高は対内直接投資残高を上回っており、マレーシアの対外投資においてもプラスとなると考えられた。

ただし米国との二国間 FTA の場合と同様に、政府調達の点が問題になると考えられてきた。またマレーシア独自の「ブミプトラ政策（先住民優遇政策）」が維持できるかどうかも問題とされてきた。しかし、大筋合意によって明らかになった内容では、政府調達等においてマレーシアの要求が一定程度達成され、ブミプトラ政策は多くの面で維持された。これは早い段階で交渉参加した事のメリットと言えるだろう。

しかしながら、トランプ当選以後には、上記の多くのプラスの効果は得られないと

考えられる。TPPにより、米国向け輸出やTPP参加国向け輸出が増加する可能性は低くなったといえる。更にTPP参加国のサプライチェーン網に入ることによって、自国への投資が増加する可能性、マレーシアの対外投資が増加する可能性も低くなった。またTPPは、これまでのWTOやFTAにはない「国有企業」に関する規定を含み、今後はマレーシアにおいて国有企業の改革が必要になるとも考えられたが、TPPにより国有企業の改革が進む可能性は低くなった。

次に、ベトナムにおいては、貿易自由化による米国向け輸出の拡大、とりわけ縫製品の米国向け輸出拡大が、TPP交渉加盟の理由と考えられる。更に南沙諸島を巡る中国との対立があり、安全保障に関連する米国との関係強化も、重要な要因になってきたとみられる。米国向け輸出は主要各国向け輸出の中でも最大で、2014年には19.1%、直近の2016年上半期では21.4%を占めており、参加4カ国でも最大である。そして輸出の中で縫製品の比率は大きい。またTPPへの参加により、TPPに参加していない中国に対して、米国向け縫製品輸出で有利になることが期待される。さらにTPP参加国のサプライチェーン網に入ることによって、投資も増加するであろう。TPPは、発効以前の投資にも影響を与えている。TPP交渉中からTPP発効後を見越して、中国企業や台湾企業などが、ベトナムでの綿糸製造等へ既に多くの投資を行って来ている。

しかしながら、トランプ当選以後には、上記の多くのプラスの効果は逆になる可能性がある。TPPが発効し、米国向けの輸出が拡大する可能性は低くなった。また綿糸製造などの投資が増加する可能性は低くなり、逆にTPP発効を見込んでベトナムに投資した企業が撤退する可能性もありうる。またTPPの「国営企業」の規定が国営企業の改革を迫ることも考えられたが、その可能性は低くなった。TPPにより、安全保障に関連する米国との関係強化も難しくなった。

(2) TPPが不参加各国へ与える影響

TPPは、タイ、インドネシア、フィリピンなどの不参加各国に対しても大きな影響を与えると考えられた。TPPが発効した場合、TPP不参加の各国は、対米輸出やTPP参加国への輸出において不利となるであろう。ASEANの不参加各国においても、対米輸出は依然重要であるが、TPP不参加は、米国とのFTAを締結出来ない事を意味する。投資や国内資源の効率化が進まない事も考えられる。またTPP不参加は、TPP参加国のサプライチェーン網に参加できない事を意味する。また原産地規則では「完全累積」が採用され、付加価値の「累積」がより容易になったため、不参加による不利益は一層大きくなった。各種の工程を担う外国投資も減少する可能性がある。ある

いは、従来の生産拠点が TPP 参加国へ移転する可能性も出てくる。不参加各国では、以上の理由によって、TPP 大筋合意後に参加への関心の表明が相次いだと考えられる。

トランプ氏当選と TPP からの米国の撤退は、不参加各国にとっては、これらのデメリットを回避できる事を意味する。しかしながら TPP が頓挫する事は、あるいはトランプ大統領になって世界経済が保護主義的になることは、ASEAN 経済全体に大きな負の影響を与えるであろう。これまで ASEAN 諸国は、世界の自由な貿易体制の中で、また貿易と投資の拡大の中で急速に発展してきたのである。

おわりに

TPP の行方は、ASEAN と東アジアの経済統合にも大きく影響する。トランプ氏当選以前の状況では、TPP は ASEAN と東アジアの経済統合を追い立ててきた。しかしながら、トランプ大統領の誕生によって米国が TPP を脱退し、TPP が頓挫してしまった場合には、その統合推進の圧力は減じられるであろう。

TPP は、ASEAN 各国にも大きなプラスの影響を与えると考えられた。参加国の貿易や投資等に大きな利益があると期待された。しかし米国の TPP 離脱によって、今度は逆に、多くの負の影響が予測される。TPP が頓挫する事は、あるいはトランプ大統領になって世界経済が保護主義的になることは、ASEAN 経済全体にも、大きな負の影響を与えるであろう。

2017 年 1 月 20 日には、トランプ氏が米国大統領に就任した。就任演説では「米国第一主義」を強調し、演説直後にはホワイトハウスのホームページで、公約通りに TPP からの離脱を発表した。同時に NAFTA の再交渉も発表した。1 月 23 日には、ホワイトハウスで TPP からの離脱に関する大統領令に署名した。米国が TPP から離脱し、TPP の早期発効が不可能な状況が現実となってきた。今後、米国経済が保護主義化し、それに伴い世界経済が保護主義化する可能性もある。

TPP が進展しない現在の状況下では、ASEAN と RCEP が、更に重要となるであろう。ASEAN が統合を深化し、RCEP を推進することは、東アジア全体の発展のためにも不可欠である。このような状況の中で、日本が ASEAN に協力し、ASEAN と連携して行くことは、今後更に重要になってくる。

日本は 2016 年 12 月 9 日に TPP を国会で承認し、2017 年 1 月 20 日には他国に先駆けて TPP 事務局国のニュージーランドに TPP 協定承認を通知した。今後、TPP 参加各国に働きかけて、少しでも TPP の実現に向けて進めて行かなければならない。米国を TPP に引き戻す努力も続けなければならない。そして日本は、TPP とともに

RCEP 交渉を進め、日本と EU の EPA 交渉を進めることが重要である。

参考文献

ASEAN Secretariat (2008), *ASEAN Economic Community Blueprint*, Jakarta.

ASEAN Secretariat (2015a), *ASEAN Economic Community 2015: Progress and Key Achievements*, Jakarta.

ASEAN Secretariat (2015b), *ASEAN Integration Report*, Jakarta.

ASEAN Secretariat (2015c), *ASEAN 2025: Forging Ahead Together*, Jakarta.

Intal, P., Fukunaga, Y., Kimura, F. *et. al* (2014), *ASEAN Rising: ASEAN and AEC beyond 2015*, Jakarta: ERIA.

Petri, P. A. and Plummer, M. G. (2016), *The Economic Effects of the Trans-Pacific Partnership: New Estimates*, Peterson Institute for International Economics, Washington, D.C.

石川幸一・馬田啓一・木村福成・渡邊頼純編 (2013) 『TPP と日本の決断—「決められない政治」からの脱却—』文眞堂。

石川幸一・朽木昭文・清水一史編 (2015) 『現代 ASEAN 経済論』文眞堂。

石川幸一・清水一史・助川成也編著 (2016) 『ASEAN 経済共同体の創設と日本』文眞堂。

馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編 (2012) 『日本の TPP 戦略 課題と展望』文眞堂。

馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編 (2016) 『TPP の期待と課題—アジア太平洋の新通

商秩序―』文真堂。

清水一史（1998）『ASEAN 域内経済協力の政治経済学』ミネルヴァ書房。

清水一史（2008）「東アジアの地域経済協力と FTA」、高原明生・田村慶子・佐藤幸人編・アジア政経学会監修（2008）『現代アジア研究 1：越境』慶応義塾大学出版会。

清水一史（2014）「RCEP と東アジア経済統合」、『国際問題』（日本国際問題研究所）、632 号。

清水一史（2016a）「TPP と ASEAN—TPP 合意の AEC と各国へのインパクト」、馬田・浦田・木村（2016）。

清水一史（2016b）「世界経済と ASEAN 経済共同体」、石川・清水・助川（2016）。

第7章 東アジア生産ネットワークの変容と日本企業 —ASEAN 交通運輸の改善と産業の集中・分散—

春日尚雄（福井県立大学）

はじめに

この数十年の東アジアにおける際だった変化としては、製造業を中心に巨大な生産および流通のネットワークが構築されたことである。初期の段階では、特に日本企業が直接投資を通じて大きな役割を果たし、日本、中国、ASEAN という三極の構造が築かれた。2000年以降では中国の急速な経済成長を背景に、アジアにおける生産基地および消費市場の国別シェアで、近年では実質的に中国一極集中ともいえる状況になっている。

今日の東アジアの生産ネットワークの特徴は、工業製品の中でも電機電子産業において顕著なように、かつては世界における主要市場とは欧米諸国を示していたものが、中国需要の要因によって大きく様相を変えたという点である。中国の巨大な人口の存在がインセンティブになり、労働力の面からは生産を促し、同時に巨大な消費人口によって進んだと考えられる「キャッチダウン」¹と相まって相乗効果を生み出されたという説明がある。さらには産業そのものより生産工程レベルで勝敗が決まるという、「第二のアンバンドリング」²により 21 世紀型の新国際分業が確立したのという議論がされている。

一方、東アジアにおける三極の一角である ASEAN の経済成長は、AFTA (ASEAN 自由貿易地域) の進展、交通インフラの改善、外資企業の進出と直接投資、輸出志向工業化などの相乗効果によってもたらされてきた。ASEAN 域内の交通・運輸分野の改善と連結性を高めることが、2015年に創設された ASEAN 経済共同体 (AEC) の深化、競争力強化のための要素であることをメコン地域の陸路輸送の事例に概観したい。またタイの自動車産業に代表される産業集積内における確固たるサプライチェーンが構築されている業種と比較すると、電機電子産業についてはおおむね長距離の調達輸送が可能であるという特性を持っており、業種、製品の属性などから導かれる関係が示される。

¹ 丸川知雄(2013)参照。

² Baldwin,R(2006).”Globalisation:The great unbundling(s).”,Economic Council of Finland 20(2006). Unbundling：生産工程の切り離し。

1. 東アジアの貿易拡大と「生産需要ネットワーク」

(1) 貿易拡大とフラグメンテーション、第二のアンバンドリング

東アジアではプラザ合意が行われた 1980 年代半ば以降、急激に増加した日系企業を含む海外からの直接投資を発端とし、域内で生産ネットワークの形成が進むことになる。本格的なフラグメンテーション（工程間分業）が国際的に展開されたこと、さらには WTO 体制を補完する世界的な FTA（自由貿易協定）の増加も貿易の増大に大きな影響を及ぼしている。東アジア域内では、特定の期間を除き貿易額は経済成長率を大きくしのぐ勢いで増大しており、1980 年-90 年代の NIES 諸国、そして 2000 年以降は中国が東アジアのみならず世界的な貿易と経済成長そのものを牽引する構図となる。

2000 年以前においては、日本から中国・ASEAN に中間財を輸出し、最終財となって中国・ASEAN から主要消費市場である欧州、北米へ輸出されるという構造の東アジア生産ネットワークであった。その時点での日本から欧米への最終財輸出は、中国・ASEAN から欧米への輸出額を上回っており、2000 年以降で最も大きく変化したのは中国から欧米への最終財輸出の急増で、2000 年と 2013 年の比較で対米 816.2 億ドルから 3059.1 億ドル、対 EU453.7 億ドルから 2603.8 億ドルへと増加している³。他方、日本から中国への中間財の輸出は大きく伸びず、代わって韓国、ASEAN が中国への中間財輸出を伸ばしている。

1990 年前後という、日系企業が海外進出に向かう時期とほぼ同じくして起きた、パラダイムシフトと言える「第二のアンバンドリング」が東アジアの生産・流通ネットワークの大きな変化を後押ししたと考えられる。中国への生産集中は、新しい価値連鎖（バリューチェーン）により、“made-everywhere-sold-there”⁴（どこでも作り消費地で売る）と変化したことからも説明が可能である。同時に関連した現象として示されているのが、①スマイルカーブの変化、②ICT 革命、である。スマイルカーブの変化とは、事業プロセスの川上工程から川下工程にかけての付加価値（収益性）が、中間の工程（製造）で賃金の安い地域における製造により顕著に下がってきていることでもある。特に消費財において、設計・企画国：米国、生産国：中国となったケースが典型的に多いのが特徴的である。ICT 革命については、生産工程の技術的分離がもたらした低コストによって可能になったと考えられる。これは、それまでは国際間の

³ RIETI-TID2013 より。

⁴ Baldwin(2014).

(特に高度工業製品の)生産工程の移転は、属人的な技術・技能に縛られるという障壁があったものが、ICTにより相対的に低くなったことも含まれる。事例とし挙げる電機電子産業でも示されるように、東アジアにおける国際分業において、中国が組立・生産、輸出拠点として圧倒的な地位を確立したのに対して、中間財の供給国としては日本だけでなく韓国、ASEANを含めた東アジアに分散してきており、中国を介して域外国との貿易が行われる構造に変化したと言える。

(2) 中国が「生産するアジア」「消費するアジア」の中核へ

貿易の増大のみならず、中国の最終財の需要地としての拡大がめざましい。日米欧、ASEANなどからの対中最終財輸出はいずれの国も大幅に伸びている。特にEUによる中国向け輸出額の増大が著しい。これは所得の向上などからEUや日本が生産する比較的高付加価値な消費財が販売されるようになってきていることもあり、世界の工場としての中国は、同時に質の高い市場としての規模を急速に拡大させている。中国需要の圧倒的な拡大は東アジアネットワーク構造だけでなく、「世界の需要地中国」を内包する自律的な世界的なネットワークとなりつつあると言えるであろう⁵。またその背景に、2008年の米国発である世界的金融危機(リーマンショック)によって欧米市場の存在感が希薄化したことや、これとは対照的に中国政府が4兆元と言われる積極的な財政出動による景気の下支えを行ったことが、東アジア生産ネットワークの構造的変化をより促した可能性も高い。

表7-1 中国への最終財輸出の流れ (億ドル)

輸出国	2000年	2013年	2000-2013年 増減率
全世界計	437.4	3214.4	7.4倍
(東アジア計)	202.1	1533.8	7.6倍
日本	108.1	481.9	4.5倍
韓国	28.6	389.1	13.6倍
ASEAN	32.4	337.0	10.4倍
米国	85.6	486.5	5.7倍
EU	116.5	1052.6	9.0倍

(資料) RIETI-TID2013より筆者作成。

⁵ 『通商白書2011』より。

こうした新興アジア諸国の激変を表して、末廣(2014)は、経済的側面からは「生産するアジア」と「消費するアジア」、社会的側面から「老いてゆくアジア」と「疲弊するアジア」というキーワードを使っている。ここでは中国需要の高まりが「消費するアジア」を代表していると言えよう。また中国の成長過程については、丸川(2013)によって「キャッチダウン戦略」という概念が持ち込まれ、中国の13億人という巨大な人口が(電機電子製品のような特性をもつ製品を中心に)国内市場を作ったことが大きな要素であるとしている。

2. 電機電子産業のアジア生産状況

(1) 電機電子産業の特性・立地と品目別の概要

電機電子産業界における製品とその用途の幅は非常に広く、代表的なものとしては家電・電機、IT機器産業があり、グローバル企業は多面性が際立っている。事業は多種多様であり、国ごとにその事業展開が大きく異なる場合すらある。電機・電子機器、および部品、ソフト・ソリューションなどのICT産業も含まれる。大きく分けると、①重電を起源とする企業、②コンピュータ、通信を起源とする企業、③民生家電を起源とする企業に分類できるとされている⁶。

他業種との比較においては、例えば自動車産業は資本集約的要素が強く、サプライヤーとの強固なヒエラルキーが形成されており集積密度も高い。それに対して電機電子産業の生産拠点の立地は比較的分散しており、かつ生産拠点の物理的移動についても大きな制約が生じることは少なく、実際に拠点再編などによって頻繁に移動するケースが散見される。ASEAN域内でもタイ、マレーシア、ベトナムなどには、グローバル企業から単独で進出した中堅企業、大手企業の下請けとして追随した零細企業までの幅広い電機電子産業が進出している。製品サイクル的には、自動車は5年程度であるのに対して、電機電子製品では数ヵ月～1年と短く、環境変化のスピードが極めて速い。さらにはグローバル化の影響もあり市場への新規参入者が多いことから、過当競争になりやすい業界であることも特徴になっている。

極めて多様性に富んだ電機電子産業の品目の中から、ボリュームのある消費財の最終財を中心に議論され、現在の日本企業の強みでもある中間財にあたる電気・電子部品や、産業用、インフラ関連の機器などは除かれることが多い。品目の分類、カテゴリー分けも何通りか考えられる。デジタル機器と非デジタル製品、あるいは(白物)

⁶ 五味(2011) p.3.

家電、情報機器、AV 機器などと言った用途別の分類もできる。

電子電機産業の生産地としてのアジアは、日本メーカーの委託加工先としての ASEAN が先発して立ち上がり、オープン・ソースの流れで台湾系を中心とした EMS（電子機器受託生産企業）と生産地としての中国がそれに続く。また韓国メーカーの台頭と、特筆すべきは EMS メーカーの活動範囲が OEM（相手先ブランド供給）から ODM（設計も含めた受託生産）、さらには OBM（自社ブランド生産）に拡大・発展するようになってきている点である。こうした背景が、デジタル化する電子電機産業と相性の良い製品アーキテクチャーのモジュール化の流れと製品知識のオープン化が、EMS にとって非常に都合が良い環境であったことは間違いない。

当初 EMS 企業は顧客の要求仕様に忠実に従って生産を受託していたが、次第に自らの開発設計機能を持つようになり、さらに自社ブランドで PC やマザーボードなどを販売するようになった企業も多い。このタイプの企業には台湾系が多く、エイサー（宏碁）、フォックスコン（鴻海精密）、クアンタ（廣達電腦）などは典型的な経緯を辿り、現在では台湾企業であるが主生産地は中国であるという点で共通している。これらが電子系製品の生産企業において占めるシェアは非常に高い。しかしながら、近年において自社ブランドを持ったことで、携帯電話、スマートフォンなど移動体通信の通信チップセット（あるいはチップセットを組み込んだキット）をほぼ独占していた米国クアルコム社、あるいはスマートフォンで突出したブランド力のあるアップル社との競合関係にも繋がっていることなどから、EMS についてはサプライチェーンにおける従来の調達先、顧客との関係がやや不安定な時期に差し掛かっているとも言える。

(2) ASEAN における電機電子産業

ASEAN では 1970 年代の家電を中心とした輸入代替期を経て、比較的早い時期に輸出を主目的とした外資企業を中心に進出し始めた。特に 1980 から 90 年代のシンガポール、マレーシアにおいては日系家電メーカーが多数集中した。しかしその後は両国における人件費の高騰、関税削減を中心とした AFTA の実効化、ASEAN 各国における投資恩典政策、交通・運輸インフラの改善などの環境変化があり、ASEAN ではタイ、および人口のメリットを持つ中国への生産拠点の移動が進んだ。一方、マレーシアでは産業構造の変化が見られ、電機電子産業では非日系の半導体系企業の進出、また日系企業でも白物家電から IT・AV 機器などへの生産品目のシフトが見られた。その結果、白物家電の中でも代表格の製品であるエアコンを比較した場合、タイの輸

出額が 45.3 億ドル、マレーシアの輸出額が 11.8 億ドル（いずれも 2015 年）⁷となっているように、ASEAN ではタイが日系企業の白物家電製品の輸出の中核基地となっている。一方、中国は巨大な国内需要を背景とした地場企業の急速な成長があり、中国のエアコン輸出額は 124.9 億ドル（2015 年）となった。これは同製品の世界総輸出額の 31.7%にのぼるなど、中国はこうした工業製品について世界的にも圧倒的な生産シェアを占めるようになった。

地政学的な中国のリスクに対する「チャイナ・プラスワン」という用語が日本において 2000 年代前半から使われており、ASEAN とタイの周辺国、特にベトナムが日系企業に注目されてきた。しかし近年のめざましい発展で、その筆頭と目されているベトナムの主要工業製品生産は、携帯電話など特定品目を除きその多様性においてはタイを依然下回っている。ベトナムへの積極的な外国投資が続いているが、裾野産業を含めた集積の規模と質はタイに及ばない点が挙げられる。これは自動車産業のように集積規模が大きく、またロックイン効果（凍結効果）⁸の大きい業種がすでにタイに一大集積を形成していることが、電機・電子産業にとってもタイに有利に作用していると考えられる。

また主要品目の動向と生産国の比較において、ASEAN 各国は汎用演算処理を行う PC・デジタル系の製品（デスクトップ、ラップトップ、タブレット）について、PC 主要部品である HDD（ハードディスクドライブ）などはタイが主要生産国でありながら、PC は主な最終生産地となっていない。これは特に台湾系を中心とした EMS、ODM が大規模な組立工程産業の集積を形成したのに対して、日系電機メーカーがクローズドな規格に固執したことで対応できず、さらには製品が短期間でコモディティ化したことが対照的な状況を招いた。一方、ルームエアコン、冷蔵庫、洗濯機のような白物家電製品に関して、日系メーカーが裾野産業を含めてタイに集積を作ったことは、自動車産業と共通する背景があると考えられる。また、韓国系大手企業により、裾野産業が薄いベトナムにおいて、スマートフォンなどの大規模な生産・組立、輸出拠点ができただことは、中国華南地域とのサプライチェーンの構築を前提としたものである。ただし当該製品の製品サイクルが数ヶ月～1 年と非常に短いことから、こうした投資戦略が長期に渡って成功するかについては、しばらく待たねばならないだろう。

⁷ ITC TradeMap より HS8415（エアコン）の輸出額から。

⁸ 空間経済学で言うロックイン効果（凍結効果）とは、産業集積がより強い集積力を持つほど、（関連した）企業、技能労働力などはその集積に引き寄せられることを示す。

表7-2 中国の輸送モード別対ASEAN電機関連製品輸出

	2010年					2015年				
	合計	海上	自動車	航空	鉄道	合計	海上	自動車	航空	鉄道
ASEAN10	28,260	12,255	5,439	10,503	60	58,097	25,054	12,718	20,202	114
Cambodia	121	111	8	2	-	291	257	24	10	-
Laos	70	39	28	3	-	351	80	265	5	-
Myanmar	386	186	197	3	-	1,609	696	892	21	-
Vietnam	3,603	1,723	1,162	658	59	12,903	3,346	5,729	3,713	114
ASEAN (海)	20,449	8,237	3,291	8,918	1	34,309	15,849	4,156	14,299	-
ASEAN (陸)	7,812	4,018	2,148	1,586	59	23,787	9,205	8,562	5,902	114

(注) 陸のASEAN：タイ+CLMV、海のASEAN：それ以外のASEAN諸国。

(出所) 国際貿易投資研究所 (ITI)

(資料) 中国貿易統計。

表7-2からは中国からASEANへの電機製品の貿易増加が読み取れるが、その中でも輸送モード別には伝統的な海上輸送以外に、自動車（貨物トラック）による陸路輸送および航空輸送が、陸のASEAN、特にベトナムを介して2010年から2015年の5年間だけでも顕著に増加していることがわかる。これは前述のベトナム-中国華南地域間のサプライチェーン強化の方向を示している。

3. ASEAN インフラ整備と産業集積の形成

(1) ASEAN 域内における交通インフラ整備状況

ASEAN 域内では、重層的な地域開発の枠組みによって交通インフラ整備が行われている。すなわち AEC ブループリントと交通整備計画の下で進められている長期計画がある一方、主に 1990 年代からのサブリージョン（準地域）単位での複数の地域開発が並行して行われている経緯があるが、むしろ後者が先行して現在のインフラ整備の基礎となっている。代表的なのは ADB（アジア開発銀行）に主導された GMS（拡大メコン経済圏）開発プログラムであり、そのインフラ投資はメコン地域における越境交通網、いわゆる経済回廊整備に集中的に投下された。これによる陸の ASEAN における越境道路（およびメコン架橋）は、ミャンマー区間を除いたハード建設としてはかなりの部分が完成に至っている。こうした越境交通インフラが優先的に整備される一方、ASEAN 各国の経済発展と都市化に伴う都市交通整備が焦眉の急となっており、各国の大都市における整備事業は年々緊急課題となりつつある。また、海の ASEAN である島嶼部では、国際ハブ港整備とともに短距離輸送を担う RoRo 船（貨物を積んだトラックやトレーラーをそのまま運べる貨物船）ネットワークを構築する

ための小規模港湾整備の重要性が高まっている。また鉄道はASEANのフラッグシップ事業であるSKRL（シンガポールー昆明鉄道）整備計画が長期間停滞しているのに対して、各国単位での高速鉄道導入計画とそれを支援する中国や日本の思惑が交差し、いずれの計画も極めて流動的になっている。

表7-3 ASEANにおける主な交通プロジェクト

	短期	中期	長期
高速鉄道	マレーシア・シンガポール高速鉄道(350km) タイ・高速鉄道(4路線1400km)		ベトナム・高速鉄道(1600km)
都市鉄道	インドネシア・ジャカルタ都市鉄道 ベトナム・ホーチミン都市鉄道1号線	ベトナム・ハノイ都市鉄道1号線・2号線 ミャンマー・ヤンゴン都市鉄道近代化	
高速道路 幹線道路	ベトナム・ファッパンーカウゼー高速道路	インドネシア・チマラヤ新港アクセス道路	インドネシア・高速道路(3100km) ベトナム・高速道路(5900km) ミャンマー・幹線道路
バス事業 物流事業	ASEAN・コールドチェーン対応物流施設 インドネシア・首都圏物流施設	ASEAN・都市バス、高速バス ラオス・タイ国境・ドライポート	ASEAN・鉄道/空港フィーダーバス
船舶 海洋開発		インドネシア・内航海運	タイ・内航タンカー ミャンマー・内陸水運船舶
港湾 ターミナル	インドネシア・タンジュンプリオク港 ベトナム・ラックフェン港(ハノイ) ベトナム・カイメップ・チーバイ港(ホーチミン) ミャンマー・ティラワ港		インドネシア・パティンバン新港
空港 ターミナル	ミャンマー・マンダレー国際空港 インドネシア・ジャカルタ首都圏空港	ベトナム・ロンタイン空港(ホーチミン)	

(資料) JICA、国土交通省などより筆者作成。

(2) メコン地域における越境インフラ整備

ASEAN 交通整備で最も象徴的なのは、メコン地域における道路整備である。メコン川流域地域においては、河川と山岳地帯の地理的条件から、歴史的には南北方向の陸上交通がより発達していたが、東西方向の交通を促進するため国境を跨ぐ高規格橋としてメコン4架橋が建設された。併せて1992年からのGMS開発プログラムによって、メコン地域の道路交通網整備が一気に進んだ。GMS経済回廊構想に基づいたメコン地域で越境を前提とした道路網の整備は、現在のADBの定義によれば9路線が確定している。日本においては、東西経済回廊、南北経済回廊、南部経済回廊の3ルートが一般的に認知されており、2006年に全線開通した東西経済回廊が、フラッグ

シップ・プロジェクトと呼ばれてきたが、近年整備が進んでいるバンコク〜プノンペン〜ホーチミンを通過する南部経済回廊が現地進出した日系企業の戦略上、より重要であると考えられ始めている。

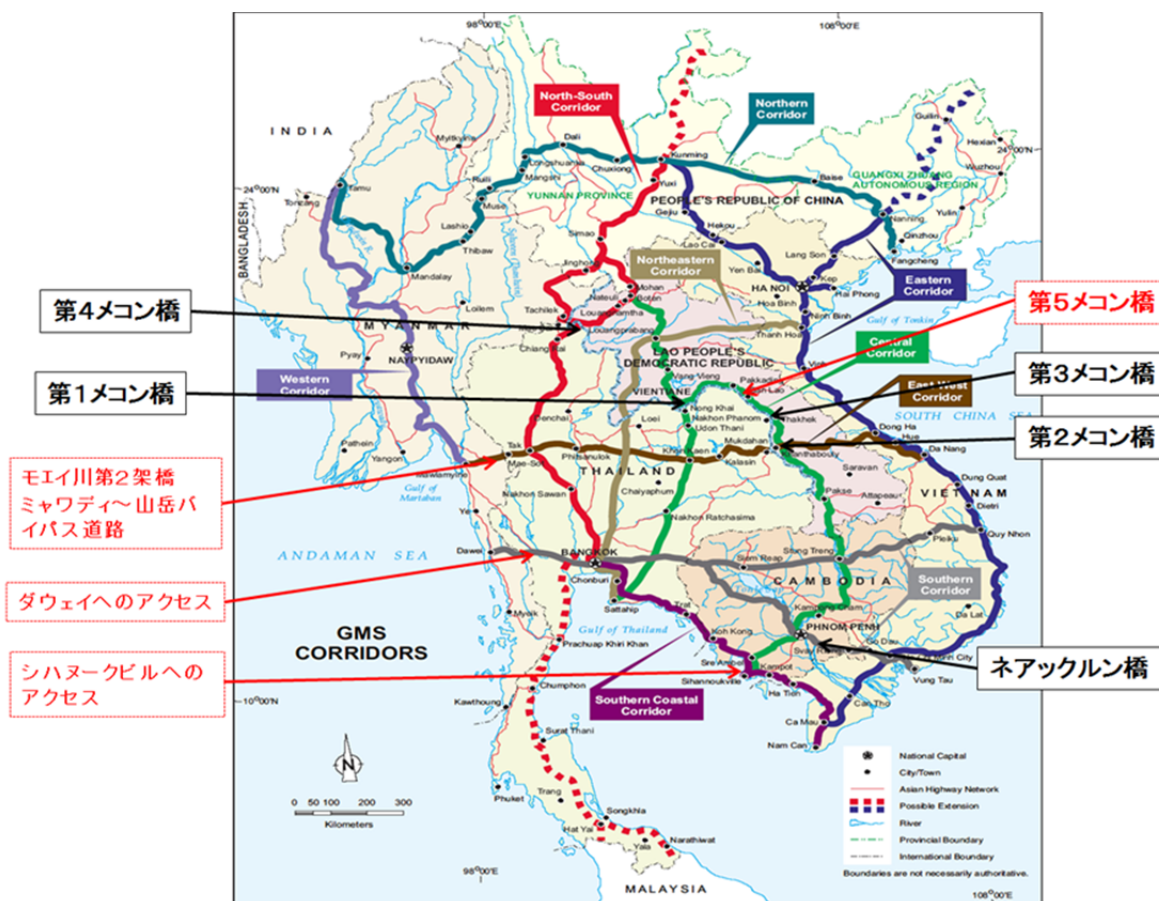


図7-1 経済回廊ネットワーク図

(出所) ADB資料に筆者加筆。

メコン地域におけるハードインフラである道路網の建設は大きく進んだが、国境における通関、トランジット手続き、貨物の積み替えの必要など、円滑な越境交通を実現するためのソフトインフラ整備の課題が大きい。ASEANでは、「通過貨物円滑化に関する枠組み協定 (AFAFGIT)」が1998年に署名され、2000年には全加盟国で批准され発効しているが、その実施に必要な附属議定書は全ての合意文書が署名、批准されていない状況であり、その最終化が待たれている⁹。陸路に関して類似した協定とし

⁹ ASEAN交通円滑化協定にはAFAFGITの他、AFAMT (マルチモード輸送に関する枠組み協定)、AFAFIST (国際輸送円滑化に関する枠組み協定)があり、附属議定書は同一のものである。これら3つの協定は、鉄

ては、GMS の枠組みにおいて、CBTA（越境交通協定）が中国を含めた GMS プログラム参加 6 カ国すべての多国間合意（2003 年）となっている。しかしその実効性については、CBTA は国境単位で MoU を結ぶ必要があり、現時点においても数カ所の国境における試験的な実施にとどまっており¹⁰、ASEAN、GMS いずれの枠組みでも多国間に跨がる越境交通円滑化措置は当初の計画から大きく遅れているのが実態である。

越境交通円滑化の実務的な課題である越境手続きの簡素化の取り組みについては、出国時・入国時と 2 回必要であった手続きを 2 カ国が共同で検査を行うことで入国側での 1 回の手続き、すなわちシングルストップで通過することができる。さらに出入国・税関・検疫（CIQ）の手続きを複数の窓口から一つの窓口に集約するシングルウィンドウ化も進められている。また ASEAN の枠組みによる ASEAN シングルウィンドウ（ASW）は、ASEAN 各国で実施するナショナル・シングルウィンドウ（NSW）を接続することにより、通関手続きを含む貿易関係書類の標準化・共通化、電子化を推進することで、域内の貿易円滑化、迅速化を目指している。

(3) 交通インフラビジネスの可能性： ビエンチャン・ロジスティクスパークの例

日本企業による国際インフラビジネスへの参入の機運が高まっているが、交通インフラも例外ではない。ラオスの首都ビエンチャンに、鉄道駅に隣接する形で物流基地を整備するプロジェクトが進行しているので事例として示したい。PPP（Public Private Partnership）インフラ事業として JICA が日本通運（株）を主体に FS を依頼したものである。ラオスはタイ+1 の対象国の 1 つであり、日系企業の進出が見込まれる。ビエンチャン周辺にも SEZ が造成され始めており、将来的には企業立地による国際物流の増加が見込まれる地域でもある。ビエンチャン・ロジスティクス・パーク（VLP）は、ビエンチャン市南東 15km のタナレン地域に位置し、ラオス国鉄タナレン駅の北側に総合的な国際物流、すなわち輸入・輸出貨物の取り扱い、トランジット・混載、在庫保管・管理、といった機能を有する民間のノウハウを生かした施設を設置する予定である。

道を含む陸運、海運、内陸水運のいずれにも適用される。航空協定は別途結ばれ、第 5 の自由までは達成している。

¹⁰ 2015 年ムクダハン（タイ）＝サワナケット（ラオス）、デンサワン（ラオス）＝ラオバオ（ベトナム）両国境において、ワンストップ通関・検疫が実施に移行された。



図7-2 VLP 建設予定地に隣接するビエンチャン・タナレン駅

(出所) 2016年8月21日筆者撮影。

この計画については、いくつかの背景があると考えられる。一つは南に位置するタイとの鉄道によるリンクであり、現状、第一国際友好橋はタイとの貿易、特に輸入の主要な越境ポイントになっている。タイ国内のバンコクーノンカイ間の鉄道が延伸する形で道路・鉄道兼用の第一国際友好橋経由でタナレン駅まで繋がっているが、1日2便で乗客のみの限定的なものとなっている。しかし、新たに鉄道専用の架橋が、現在の第一国際友好橋と並行して建設される予定になっている。そのため、今後増大が見込まれるタイとの鉄道利用貿易をより円滑に行い、かつASEAN連結性マスタープラン(MPAC)やASEAN交通協定の一つであるマルチモード輸送に関する枠組み協定(AFAMT)が目指すところの、環境配慮型とも言える複合一貫輸送、すなわち鉄道とトラックといった異なった輸送モードの組み合わせで、貨物の積替時間の短縮を可能にするためでもある。

もう一つは北に位置する中国とのアクセスであるが、ラオスと雲南省昆明との鉄道

による接続の計画に関しては、既存鉄道であれ高速鉄道であれ、その実現性はやや不透明である。これまでは中国政府による主導で進められており、タナレンーボーテン区間の起工式がすでに行われているが、現時点では着工されていない模様である。しかしながら中国との鉄道リンクは、ラオスにとっても経済的メリットが大きい。今後、民と官がパートナーとなる PPP 事業の可能性が増えてくると思われるが、一方事業リスクが大きいことから、参入する民間企業にとっては、こうした案件についてやや慎重にならざるを得ないであろうことが考えられる。

(4) ASEAN 交通インフラ整備と越境サプライチェーン：産業集積と距離

整備の進む ASEAN 交通インフラであるが、どのようなメカニズムで貿易の増大や生産要素の移動といった影響をもたらすのであろうか。国際貿易に生じる様々な費用は、「広義の輸送費」あるいは「サービス・リンク・コスト」といった表現をされ、この中には、一般的な輸送費用に加えて関税（あるいは非関税障壁）など、さまざまなコストが含まれている。その点では AFTA による域内関税削減の効果と共に、域内では長距離大量輸送に使われる海運とは対照的な中短距離小口輸送に向けた道路利用のトラック貨物輸送の貿易コストを低下させる意義があげられるだろう。これは黒岩(2014)が整理しているように、貿易費用の低下は生産における優位性の重要性を高めるが、少数の国に生産が集約化される集積、地理的集中をもたらす可能性がある。一方、メリットがあれば賃金など生産要素価格の低い地域への分散を促すことになり、また投資の自由化、投資障壁の撤廃は企業の目的に応じて、高度な生産要素のある地域への集積もしくは低廉な要素価格を求めた分散に分かれる¹¹、ということに繋がるであろう。近年進み始めている、メコン地域内におけるタイを核とする製造業のフラグメンテーション（工程間分業）を促進するだけでなく、サービス業における越境サプライチェーンの構築にも寄与しつつある¹²。

製造業の電機電子産業を例として、産業集積とフラグメンテーション（工程間分業）の視点から見た時、対象とする品目を製品アーキテクチャー（設計思想）の点から区分をおこなう切り口がある。製品アーキテクチャーは、インテグラル（摺り合わせ）型とモジュラー（組み合わせ）型があるとされる。インテグラル型は自動車に代表される、多数の部品を相互に調整（摺り合わせ）しながら組み立てを行い、機能を上げようとする。一方、モジュラー型は標準化された規格の部品を組み合わせで製

¹¹ 黒岩郁雄(2014)『産業立地』黒岩編著(2014) 286-288 ページ。

¹² 日本経済新聞 2015年12月17日付 イオンモールなどがタイー周辺国間でプライベートブランドの商品について調達網を構築し始めている。

造する。近年の電機電子産業には、モジュラー型の製品が増え続けており、LCD-TV や PC、スマートフォンなどが代表的で、デジタル回路で構成された電子基板を多用する特徴がある。

一方、電機電子産業の中でもインテグラル型に近い製品が存在する。一般的に白物家電などが比較的その特徴を持っており、エアコン、冷蔵庫、洗濯機などはその製造工程や使用部品から造り込むインテグラル的な要素が強い。製品を構成するのは、電子基板などもあるが、部品の比率的には金属・樹脂などのカスタム加工部品が主体で、むしろ摺り合わせ工程の多い、アナログ的な性格が強い製品と言える。これらの要因から便宜上、①自動車産業、②白物家電のようなアナログ的電子電機産業、③LCD、PC のようなデジタル的電子電機産業、の3つのそれぞれが集積を形成していることを前提とする。

タイにおける自動車産業の集積に見られるように、完成車プラントと主要サプライヤーとの関係は、JIT（ジャストインタイム）生産で時間納入などを求められることから、ほぼ100-150km圏内の距離に集中している¹³。一方、電機電子産業は自動車産業より産業規模が小さく、またサプライヤーとの関係も自動車産業ほど近接を重視していない。さらにデジタル的電機電子製品である、例えばLCD-TVのような製品であれば、液晶ディスプレイ、電子基板といった電子系の部品の生産ロットが大きいこともあり、中間財のサプライヤーと最終組立地が遠隔地であることがしばしば起こる。白物家電のようなアナログ的な電機電子製品は、この中間的な存在であると言えるだろう。輸出生産拠点である程、それぞれのマーケット国向けの多様な仕様があるため多品種少量生産となり、かつ摺り合わせが求められる製造工程があることから、自動車産業に比較して小規模なサプライヤーからの購入、もしくは非効率な工程分割を避けるための内製化という指向性が強くなる。

¹³ 春日(2014)ほかを参照。

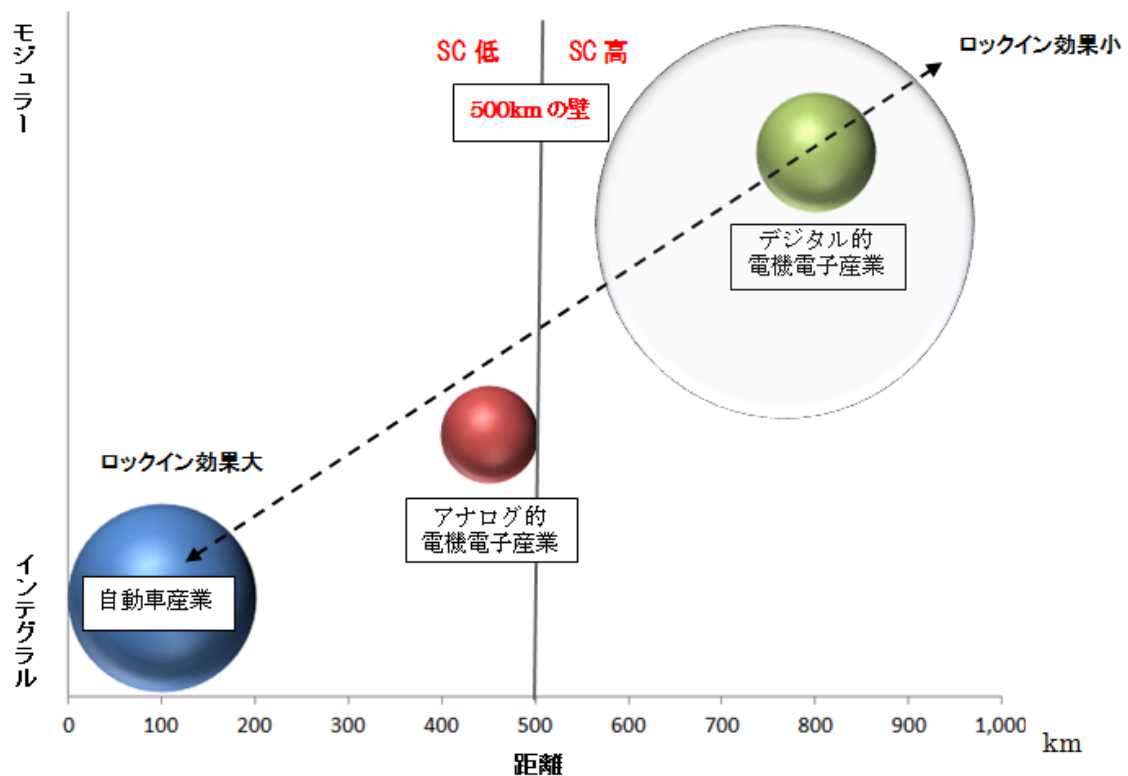


図7-3 業種別製品アーキテクチャーと産業集積の距離のイメージ

(注) 円の大きさは産業の規模を示す。SC: Service link cost (サービス・リンク・コスト)

(出所) 筆者作成。

製品カテゴリーから3つの産業集積を距離、製品アーキテクチャーの関係からイメージすることができる。集積が位置するのがバンコク近郊のようなASEAN大陸部であると仮定すると、多くの場合数百kmの移動で越境することになり、越境によるサービス・リンク・コストの増加は格段に大きくなる¹⁴。インテグラル要素を持つアナログ的電機電子製品は、現地調達できない電子部品などを除き、越境をしない圏内に最終組立工場と部品、中間財などの裾野産業が近接することによるメリットが相対的に大きくなる。デジタル的電機電子製品は距離にあまり制約がなく、国際的なサプライチェーンを前提とした製品も多く、そのため越境フラグメンテーションが起きる可能性が高い。日系企業が強みをもつのは自動車産業のように、インテグラル的要素をもつ工業製品と考えられている。これは産業集積としては、調達が近接もしくは内製を得意とすることが特徴として見られる。

¹⁴ 生産ブロックを結ぶコストであるSC(サービス・リンク・コスト)は、距離だけではなく越境することによる諸費用の発生が大きい。

表7-4 4層からなる生産ネットワーク内取引イメージ

	第1層 (産業集積内)	第2層 (サブ地域内)	第3層 (地域内)	第4層 (グローバル)
リードタイム	2.5時間以内	1~7日	1~2週間	2週間~2ヶ月
取引頻度	1日1回以上	週1回以上	週1回	週1回以下
輸送モード	トラック	トラック・船・飛行機	船・飛行機	船・飛行機
トリップ長	100km以内	100-1500km	1500-6000km	6000km以上

(出所) 安藤光代「東アジアの生産ネットワーク」木村ほか(2016) p. 83。

木村ほか(2016)では、先の議論を一般化するため生産ネットワークにおける工程間の取り引きを距離として4層に分類し、産業集積内(100km以内)からグローバル(6000km以上)まで、典型的な納入のための輸送モードと取引頻度を整理している。東アジア新興国による電機電子部品輸入が爆発的に伸びているのは、同産業の生産ネットワークが第3層から第4層のグローバルへと展開しており、逆に自動車産業は第1層と第2層で完結する傾向が強いとしている。この分類は輸送モードと輸送距離に応じたデリバリー頻度、すなわち企業の(部品などの)在庫保有量の許容差を示していることにも等しい。但し、部品産業を含めた業種、製品属性、製造工程を考慮すると、自動車と電機電子の単純な二元論ではないため、現実にはグラデーションのある複雑なものとなるはずである。一方、多品種少量生産方式では最先端であると考えられる自動車産業の近年の動向では、日本国内の部品メーカーと完成車プラントの近接がさらに徹底的に突き詰められている面¹⁵と、マザー工場機能が日本国内から海外メイン工場に移行する傾向が強まっている面が並行している。集積内における部品の調達とライン投入はよりタイトな方向に向かっていることから、層別の輸送に関する分類は、より多元化する必要があるかも知れない。

¹⁵ 2010年頃以降、日産自動車では日本国内で主要部品メーカーと完成車プラントとの距離20km以内を目指しており、そのための取り組み、特に構内外注への奨励をおこなっている。

参考文献

石川幸一・馬田啓一・高橋俊樹編著(2015)『メガ FTA 時代の新通商戦略—現状と課題』文眞堂。

春日尚雄(2014)『ASEAN シフトが進む日系企業—統合—一体化するメコン地域』文眞堂。

木村福成・大久保敏弘・安藤光代・松浦寿幸・早川和伸(2016)『東アジア生産ネットワークと経済統合』慶應義塾大学出版会。

黒岩郁雄編著(2014)『東アジア統合の経済学』日本評論社。

経済産業省『通商白書』各年度版。

五味紀男(2011)「日本の電機・電子産業における多国籍企業の現況と対応戦略」『アジア経営研究』No. 17、アジア経営学会。

末廣昭(2014)『新興アジア経済論—キャッチアップを超えて』岩波書店。

富士キメラ総研『ワールドエレクトロニクス市場総調査』各年版、富士キメラ総研。

富士経済『グローバル家電市場総調査』各年版、富士経済。

丸川知雄(2013)『現代中国経済』有斐閣アルマ。

Baldwin, Richard (2014) Multilateralising 21st Century Regionalism, Paris: OECD Conference Centre.

第8章 資料編

研究会記録

2016年7月4（月） 第1回研究会

発表①「TPPと東アジア」

リサーチリーダー：木村福成 教授（慶應義塾大学）

発表②「親海遠陸」政権の登場と台湾通商貿易政策の行方」

リサーチャー：陳 永峰副 教授・日本地域研究センター長（台湾東海大学）

質疑応答・自由討議

2016年8月31（水） 第2回研究会

発表①「21世紀型貿易協定としてのTPP協定の意義と特徴

：国際経済法の観点から」

リサーチャー：川島富士雄 教授（神戸大学）

発表②「EUはASEANのモデルか？

－統合モデルとしてのEUについて考える－」

リサーチャー：湯川 拓 准教授（大阪大学）

質疑応答・自由討議

2016年12月13（火） 第3回研究会

発表①「貿易自由化の利益と自由化対策」

リサーチャー：阿部顕三 教授（大阪大学）

発表②「TPPと東アジア経済統合—ASEANを中心に—」

リサーチャー：清水 一史 教授（九州大学）

発表③「東アジア生産ネットワークの変容と日本企業」

リサーチャー：春日尚雄 教授（福井県立大学）

質疑応答・自由討議

2016年度研究報告書ご執筆について

次年度研究プロジェクトについて

「環太平洋経済連携協定（TPP）と東アジア経済統合」
研究報告書

発行日 2017（平成 29）年 3 月
発行所 〒530-0011
大阪市北区大深町 3 番 1 号
グランフロント大阪 ナレッジキャピタル
タワーC 7階
一般財団法人 アジア太平洋研究所
Asia Pacific Institute of Research (APIR)
TEL (06) 6485-7690（代表）
FAX (06) 6485-7689
発行者 榎 原 則 之

ISBN978-4-87769-373-2